## 平成30年6月甲良町議会定例会会議録

平成30年6月5日(火曜日)

#### ◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成29年度甲良町繰越明許費繰越計算書について(一般会計予算)
- 第4 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税 条例の一部を改正する条例)
- 第5 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国 民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第6 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成29 年度甲良町一般会計補正予算(第9号))
- 第7 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償 の額を定めることについて)
- 第8 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償 の額を定めることについて)
- 第9 議案第42号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回
- 第10 議案第43号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の撤回
- 第11 議案第44号 甲良町職員分限懲戒審查委員会条例
- 第12 議案第45号 甲良町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第46号 甲良町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第47号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を改 正する条例
- 第15 議案第48号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第49号 平成30年度甲良町一般会計補正予算(第1号)
- 第17 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第18 一般質問

#### ◎会議に出席した議員(12名)

1番 岡田隆行 2番 田中章浩

3番	Щ	田		充	4番	Щ	田	裕	康
5番	野	瀬	欣	廣	6番	阪	東	佐智	罗男
7番	宮	嵜	光	_	8番	木	村		修
9番	西	JII	誠	_	10番	建	部	孝	夫
11番	西	澤	伸	明	12番	丸	Щ	恵	_

## ◎会議に欠席した議員

なし

### ◎会議に出席した説明員

町	長	野	瀬	喜り	く男	教	-	育	長	橋	本		悟
総務	果 長	中	JII	雅	博	教	育	次	長	宮	JII	哲	郎
税務	果 長	福	原		猛	学村	交教	有訓	果長	上	橋	純	子
住民	果 長	小	林	千	春	社会	会教	有訓	果長	大	野	けい	子
企画監理	<b>型課長</b>	村	岸		勉	保修	建福	私割	果長	米	田	志保	以子
総務課	参事	橋	本	浩	美	建調	没水	道調	果長	中	村	康	之
人権	果 長	中	JII	愛	博	会	計行	管理	!者	西	村	克	英
産業	果 長	北	坂		仁								

# ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 藤 井 千 恵

(午前9時00分 開会)

**〇丸山議長** ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成30年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 宮嵜議員および8番 木村議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間と決定しました。

これより、町長挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。町長。

○野瀬町長 本日、平成30年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私が町長に就任し、6カ月が過ぎました。引き続き熱い思いと率先垂範力をもって力強く町政に臨んでまいりたいと考えます。

まず、公金着服事件後について、再発防止を図り、正常な行政運営をめざしております。公金マニュアルの作成、徴収対策会議の実施、公益通報制度の開設、ハラスメント防止制度など、順次事務を改善しております。しかし、事務遂行において、職員間の人間関係に行き違いも生じており、いよいよ調査委員会を設置して日常業務の事実検証に入りたいと考えております。これを完遂することによって、職員の人間関係を修復し、内部組織力を高めてまいりたいと考えております。

次は、本町の脆弱な財政構造に加えまして、地方交付税の減額基調、人口減に伴い自主財源が減少する、社会保障費が増加をする、既存施設の維持補修費が増大をするなど、このことが見込まれますので、事業仕分けに併せまして、思い切った行財政改革を断行しなければならないと考えております。

3つ目は施策推進であります。今、行政課題は山積をしておりますが、住民対話を進めながらむらづくり委員会の再編、集落コミュニティの活性化、地域福祉活動の推進、人の健康づくり、地方創生等地域経済の向上、家庭支援の推進など、重点事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

今、甲良町行政はこれらの行政推進に向かって着実に前進させようとしていますが、住民の皆さんに力強く訴えました野瀬カラーが見えていないとも指摘をいただいているところであります。この際、町民の声に耳を傾け、見える行政、見える政治に工夫をしなければならないと思っています。どのように見える化を図るか熟慮して、形づくりをしていく所存であります。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

はじめに、5月16日に全国町村会主催の「地域農政未来塾」の開講式が東京で開催され、出席をいたしました。これは、地域の課題に対応した農業・農村政策を実践できる農政担当者の養成をめざしたもので、本町より産業課職員1名を受講させております。このとき併せて、県選出の国会議員と滋賀県東京本部に、西ケ丘地先町有地の企業誘致と言ってまいりましたが、あらゆる業種を含む、今後は「産業集積用地」というふうに改めていきたいと思っています。「産業集積用地」に関する情報収集などについて、要望活動を行いました。

次に、5月19日から20日にかけて、長野県小布施町で開催された「農村文明創生日本塾」に企画監理課長とともに出席をいたしました。これは、全国37団体と有識者で組織する一般社団法人の組織であり、多様な文化や暮らしの持続と発展を国民運動とするよう、研究や政策提言を行う活動をしているものです。参加の市・町長や有識者と意見を交わし、有意義な交流ができました。

また、5月26日は、「全国みどり愛護のつどい」に参加いたしました。 長浜ドームを会場に、皇太子、皇太子妃のご参加のもと、盛大に式典が行われ、湖岸緑地においては記念植樹も行われました。

同じく5月26日は、「甲良町まちづくりセミナー」を甲良町公民館で開催し、約70人の方の参加がありました。今後の本町の「人口減少問題」「集落コミュニティの活性化方策」を考え、住民ぐるみで甲良町のまちづくりに取り組むスタートとなるフォーラムでありました。

5月27日は「バサラ道誉まつり」が地元で行われ、30周年記念事業として盛大に執り行われました。完成したばかりの舞台で、奉納狂言「釣狐」の公演もあり、文化の香りあふれるお祭りとなりました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件についてその概要をご説明 申し上げます。 報告第1号は、平成29年度一般会計予算において、翌年度に1億2,5 53万3,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

承認第2号および承認第3号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、 甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正することで専決 処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成29年度一般会計補正予算(第9号)で、6,712万9,000円を減額し、総額40億3,173万8,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号および承認第6号は、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第42号は、甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回、議案第43号は、甲良町職員分限懲戒審査員会条例の撤回でございます。

議案第44号は、甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の制定でございます。 現在内部職員で構成されている委員の構成を、外部委員のみで構成し、学識 経験者による審査が行われる委員会の設置をする条例の制定でございます。

議案第45号は、甲良町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第46号は、甲良町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、上位法の改正に伴う一部改正でございます。

議案第47号は、甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部改正 で、減免規定を設けるための改正でございます。

議案第48号は、甲良町公営住宅管理条例の一部改正で、入居者の資格の一部改正などでございます。

議案第49号は、平成30年度一般会計補正予算(第1号)で、2,393万2,000円を追加し、総額を、40億1,293万2,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では、財政調整基金繰入金の増額、 地域活性化センター助成金の増額。

歳出では、町計画策定支援業務の増額、顕彰会特別補助金の増額、特別教育支援員賃金の増額、運動公園設計監理委託の増額でございます。

同意第4号は、任期満了に伴い、甲良町固定資産評価委員会委員の選任に つき、同意を求めるものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

**〇丸山議長** 日程第3 報告第1号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務課長。

〇中川総務課長 報告第1号 地方自治法と地方自治法の施行令に基づきまして、平成29年度甲良町繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。 1枚おめくりをお願いします。

2款、1項 一般財産管理事業で、繰越額が1,800万円。電子計算管理事業で300万8,000円。

3款、1項 保健福祉センター運営事業で250万円。

6款、1項 経営体育成支援事業で827万5,000円。地方創生拠点整備事業で4,868万7,000円。

10款、1項 教育施設整備事業で3,506万3,000円。

合計、1億2,553万3,000円であります。

以上であります。

**〇丸山議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲 良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

〇福原稅務課長 専第2号 専決処分書。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成30年3月30日。

甲良町長。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。 まずこの改正は、地方税法の改正に伴う規定の整備と文言の修正でござい ます。

1ページ下段の方なんですが、第48条と2ページ、3ページの第52条は法人町民税に関する改正で、主に文言の修正と各項の追加でございます。

4ページをご覧ください。

付則第10条から次ページの付則第15条までは固定資産税に関する改正

で、主には負担調整措置の適用期限を3年延長するという改正でございます。 付則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

2条では町民税に関する経過措置、3条では固定資産税に関する経過措置 をうたっております。

以上です。よろしくお願いします。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第5 承認第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲 良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

〇丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○福原税務課長 専第3号 専決処分書。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成30年3月30日。

甲良町長。

それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明 いたします。

この改正についても、地方自治法の改正に伴い行うものでございます。改

正内容につきましては、国保税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げる改正と経過措置について、5割軽減の判定所得基準を27万円から27万5,000円、また、2割軽減の判定所得基準を49万円から50万円に引き上げる改正でございます。

付則で、この条例は平成30年4月1日から施行する。

適用では、この条例による改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、 平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度 分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものです。 よろしくお願いします。

- **〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
  - 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 それでは、2点お尋ねをしておきます。1つは、文中にあります新旧対照表の中の文中ですが、現行54万円となる大人2人子ども2人の標準的世帯で所得はどれだけになるのか。つまり、限度ですね。54万円、今回改正が出ていますのは58万ですが、58万を超える所得の基準はどこになるのか、どの金額になるのかという質問です。

2つ目は、その所得をどれだけ超えても税額は変わらないということには 変わらないわけですから、その点確認をお願いしたいと思います。

- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 すみません、今最初の質問なんですが、大人2人子ども2人というのは、ちょっと積算できてないんですが、29年度の課税基準をベースに算定を行った結果、29年度では54万に達している世帯が8世帯ありました。これが54万から58万に引き上げられることによって、58万に達する世帯は6世帯であります。また、あとの2世帯につきましては54万から58万の間の世帯となっております。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 所得の金額です。標準的世帯の所得でどれだけが基準になるのか。 つまり、54万かかる所得、改正は58万ですけども、それが58万以上を 超える世帯の所得金額は幾らかという質問です。およそで結構ですけども、 29年度ベースで8世帯ある世帯はどれだけの所得の方かというのがわかれ ば。
- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 すみません、3月議会のときに当時の住民課長が説明資料としてつけている中にあるんですが、今はちょっと把握しておりませんので、その資料をまた添付させてもらいます。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。

- ○西澤議員 ざっとの金額も1,000万とか800万とかいう金額もわかりませんですかね。
- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 すみません、3月定例会で報告した中で、大人2人子ども2人の世帯かどうかというのはちょっと忘れたんですが、上がる基準になっていた所得金額というのは700万以上だったと記憶しております。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 そうすると今お答えがあった700万以上ということですか、700万を超えて所得のある方というのは、例えば2,000万、4,000万であっても現行は54万、改正後58万という意味でいいんですかね。
- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 そういう意味でございます。
- **〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- **〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。11番 西澤議員。
- ○西澤議員 国保問題は負担の格差という点で、また払いたくても払えない状況が甲良町内でも、それから全国でも蔓延している状態です。県下の滞納世帯、滞納所得、滞納の状況を見ますと、非常に深刻です。例えば大都市ですと、2割を超える世帯が滞納世帯というようになっていますし、甲良町の場合も世帯数で言えば加入世帯数の中の割合が大変重い、大きいところです。

そういう点で、限度額のところで見ますと、やはり今答弁があった700万、800万というラインにしても2,000万、3,000万を超える方々については54万の負担で済む。それから、100万、200万の所得の方については1世帯あたりの負担割合で見れば、大変格差が開く。つまり、不公平な課税の状況が維持されるということになります。

そういう点では、限度額のところを引き上げる。そして、所得のあるラインを超える、つまり高額の所得の方にはうんと負担をしてもらう累進課税、これの国保税、国保料についてもそういう制度の導入がぜひ必要だというように思います。甲良町内で法整備をするというのがなかなか困難だというように思いますが、その方向が大事だと思っています。

もう一つはやはり何といっても国の国庫支出を1986年ですか、国庫支出を減らしたことが各市町村の国保運営に大変負担をきしているという状況であります。今回新しく都道府県単位の国保運営に変わっていきますけども、そういう点では国保の会計に対しての国の国庫支出をぜひ増やす必要がありますし、私どももその努力をしてまいりますし、行政の側、町長をはじめ国

に対して、県に対してもこの国の国庫支出を増やす、増額をする、こういう 方向での要請活動をさらに強めていただきたいことを申し上げて、この議案 についての賛成討論といたします。

**〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第6 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。 (平成29年度甲良町一般会計補正予算(第9号))。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

〇中川総務課長 議案書の裏面をお願いします。

専第4号 専決処分書。

平成29年度甲良町一般会計補正予算(第9号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しました。

平成30年3月30日。

甲良町長。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算書ということで、歳入歳出それぞれ6,712万9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,173万8 000円とするものであります。

繰越明許費については、第2表で説明をいたします。

次に、1ページの第1表をお願いします。

次のページをお願いします。

12款 使用料及び手数料50万円の減額です。13款 国庫支出金781万7,000円の減額です。14款 県支出金1,101万6,000円の減額です。15款 財産収入2,042万6,000円の減額です。17款 繰入金1億4,401万1,000円の減額です。19款 諸収入113万1,000円の減額です。

歳入合計が6,712万9,000円であります。

次の3ページをお願いします。

歳出の部です。2款 総務費98万円の減額です。3款 民生費1,143万4,000円の減額です。4款 衛生費424万4,000円の減額です。6款 農林水産業費859万6,000円の減額です。7款 商工費544万6,000円の減額です。8款 土木費2,530万6,000円の減額です。10款 教育費1,112万3,000円の減額です。

次のページをお願いします。

12款 公債費で補正額がゼロでありまして、歳出合計が歳入合計と同額であります。

次、第2表をお願いします。5ページです。

繰越明許費補正で追加として、2款 総務費、1項 総務管理費、事業名が電子計算管理事業で300万8,000円です。続いて3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名が保健福祉センター運営事業で250万円です。

次に、変更といたしまして6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名が地方創生拠点整備事業で補正後が4,868万7,000円であります。

以上であります。よろしくお願いします。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今回の補正予算については、決算整理に伴うものだと考えられます。その上で、町内特有の改善を求められる点、2点をこの補正予算の中にも反映されていると思います。

1つは、特徴的なのが、改良住宅の払い下げの進行状況に大変困難さをもたらしているということであります。そういう点では、滞納世帯、それから低所得の方々、それから高齢化に伴うものだというように思いますが、失業や重大な病気等々の点で支払いのところ、展望のところで困難が生じているというように思います。そこのところに手厚いといいますか、対応した状況、対策が求められているので、そこに次に進んでいく上では大事だと思います。

もう1点は、全協の中でも明らかになりましたが、小零細商工業、建設業者の方の経営状態が大変危うい、困難になっているという状況が伺えます。 そういう点では小口簡易資金や企業資金だけではなくて、もともと借りれば返さなければなりません。そういう点ではさまざまな経済的な支援もそれから販路の拡大等、それから、発注の拡大でリフォーム補助制度の拡充、そういうことも十分考えられます。決算を受けてそういう内容でぜひとも検討を進められるよう切望をして、賛成討論とします。

**〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第7 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

**○陌間事務局長** 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇橋本総務課参事 専第5号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、別紙により専決処分する。

平成30年4月23日。

甲良町長。

では、内容につきましてご説明を申し上げます。

相手方でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字長寺92番地。

氏名 橋本悟氏でございます。

事故の概要でございます。

3月31日に定年退職をいたしました町職員が、2月6日午前11時5分に出張へ行くため甲良町役場駐車場に置いて公用車を発進した際に、前方不注意により左側に駐車してあった相手側所有の車の左後方角部と町公用車左ドア部およびサイドミラーが接触したことにより、双方の車が故障し、損害を与えたものでございます。

損害賠償額でございます。16万6,000円で内訳といたしましては、 車両修理費が13万6,000円、台車代が3万円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 承認 5 号、承認 6 号との共通する問題です。全員協議会の中での議案の説明の中でも各議員から出ておりましたが、損害を与えた点で本人への処分やそれからペナルティーがゼロという点では、世間的にはなかなか通用しないというように思っています。保険で補填をされるという部分、つまり物損のところであるわけですけれども、本人への喚起、注意、せめて最低でも厳重注意なりのことが必要だと思います。議案の承認の 5 号ではもう既に退職をされていますけども、適切な形での口頭注意の処分をさかのぼって行うということも含めてやらなければ、以前からずっと損害賠償が出ています。その場合でも、保険で適用されていますので、公務員日の丸丸抱えとよく言われますし、そういう点では厳しい公僕としての役割を果たす上でも、故意にやった場合ではありませんけども、やはり過失、つまり真面目に運転していても事故が起きるということはあり得る。人間としてはあり得ることですから、その点でも何らかのペナルティーは、きっちりとつけるというル

ールの確立が必要だと思いますので、この際提起をして賛成討論とします。

**〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第8 承認第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

**○陌間事務局長** 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇橋本総務課参事 専第6号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、別紙により専決処分する。

平成30年5月23日。

甲良町長。

では、内容につきましてご説明を申し上げます。

相手方でございます。滋賀県大上郡甲良町大字呉竹366番地。

氏名は藤原彩氏でございます。

事故の概要でございます。

町職員が5月11日午前8時35分ごろ、甲良西保育センター公用車車庫付近から、草刈り機で除草作業をしようとしたところ、作業場所付近に保護者が車を停車していたため、移動を促し作業を行ったが、安全な場所への移動が完了しておらず、草刈り機で跳ねた石がフロントガラスに当たり、割れ、損害を与えたものでございます。

損害賠償額でございます。12万5,993円で、全て車両台でございま

す。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第9 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

〇丸山議長 町長から撤回理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第42号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回について、ご説明申し上げます。

3月定例議会で付託をされました総務民生常任委員会におきまして、次の意見をいただきました。家庭支援の対策会議の事務局がなぜ人権課であるのか。呉竹、長寺が、支援対象家庭が多いという理由で人権課が事務局としたならば、差別行政となり得る心配があるのではないか。教育視点を第一とするなら、教育委員会が事務局とすべきではないのか。甲良町の人口は減るのに、保健福祉課を2つの課に増やすのは行政の合理化を図る機構改革の観点でどうなのか。などの指摘を受けました。

これら基本事項を整理する必要があり、平成30年3月5日に提出いたしました甲良町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、会議規則第2

0条の規定により撤回をお願いするものであります。

**〇丸山議長** お諮りします。

議題となっています議案第42号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の撤回の件は許可することに決定しました。

次に、日程第10 議案第43号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

O陌間事務局長 議案第43号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の撤回。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 町長から撤回理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第43号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の撤回について、ご説明申し上げます。

同じく3月定例議会において付託をされました総務民生常任委員会におきまして、内容のご意見をいただきました。守秘義務を追加しないのか。外部委員を増やし、内部委員、いわゆる町職員でございますが、内部委員を減らすべきではないのか。第5条第3項の「総理」という総括の総の「総理」は「統括、統治」の「統理」ではないのか。第6条第4項について、事件の対象者の上司を議事に参与させないことをはっきり明記するため、自己に関する者も追加するべきではないか。第11条について、委任をする主体を委員長とするのは不適切ではないか。第2条について、答申を尊重するといった答申後の町長の措置に関しての文言はなくていいのか。委員長が副町長では政治的思惑が反映されるので、不適正ではないか。という基本的な事項についてご指摘をいただきました。

その事項を検討し、見直すため、再提案するために平成30年3月5日に 提出いたしました甲良町職員分限懲戒審査委員会条例につきまして、議会規 則第20条の規定により撤回をお願いするものであります。

よろしくお願いします。

**〇丸山議長** お諮りします。

議題となっています議案第43号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の 撤回の件を許可することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の撤回の件を許可することに決定しました。

次に、日程第11 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇陌間事務局長 議案第44号 甲良町職員分限懲戒審查委員会条例。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第44号につきまして、ご説明を申し上げます。

皆様、議案書の方をご覧になってください。 1 ページをご覧になってください。

この条例につきましては、3月議会で上程をいたしましたものを、総務民 生常任委員会でご指摘をいただいた部分を検討し、修正をし、再提案させて いただくものでございます。

第1条 設置でございます。

甲良町一般職の職員の分限および懲戒に関する事項を審査するため、甲良 町職員分限懲戒審査委員会を設置するものでございます。

第2条 組織でございます。

委員会は、委員3人以内で組織する。

2項で、委員は学識経験を有する者のうちから町長が委嘱するということで、こちらの方で全て外部委員で構成をされております。

第3条 任期でございます。

委員の任期は2年とする。

2項でございます。委員は再任されることができる。

次に第4条でございます。委員長および副委員長でございます。

委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

2項でございます。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。総理の

意味でございますが、全てを取りまとめて管理するという意味でございます。

第3項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第5条でございます。諮問および答申です。

委員会は、各任命権者の諮問に応じ、一般職の職員の分限および懲戒に関する事項を審査し、その結果を答申する。

2項で、各任命権者は、当該諮問に対する答申があったときは、その答申 を尊重するものということで、尊重という言葉を加えさせていただいており ます。

第6条 会議でございます。

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2項で、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 項でございます。会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のと きは議長の決するところによるものでございます。

4項でございます。委員長および委員は、配偶者、4親等内の血族または 3親等内の姻族に関する事件については、その議事に参与することができな いということで、「自己」という言葉は外させていただいております。

次をおめくりいただきます。 2ページでございます。

第7条でございます。

委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を 求め、説明または意見を聞くことができるということで、外部委員で構成を されておりますので、この第7条でもって関係職員の聞き取りなどを行うこ とになります。

第8条 守秘義務でございます。

委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということをうたっております。

第9条でございます。報酬および費用弁償ということです。

この報酬条例につきましては、3月議会でお認めをいただいておりますので、1時間1万円で6月議会の補正予算でも補正予算を計上させていただいております。

第10条 庶務でございます。

委員会の庶務は総務課において処理をする。

第11条 委任でございます。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるということで、この条例をお認めいただきましたら、付則を整備したいと考えております。

付則 この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- **〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
  - 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 第5条 第2項の考え方について、ただしておきたいと思いました。それは、「その答申を尊重するものとする」という表現です。3月の総務常任委員会で指摘をされて、その答申があった後の任命権者が守るべきところが新しく加わったわけですけども、この点ではさまざま分かれるというように思っています。

それは、任命権者による処分ですから、任命権者による処分の権限の範囲で言いますと、例えば答申が出て、今回の事例を引用しますと停職1カ月という結論が答申で出た場合でも、町長はそれを判断してそれを採用しないという場合も選択肢としてあり得るのかということですね。そうなりますと、そのこともあり得る。そして、「その答申を尊重するものとする」というより「尊重しなければならない」、つまり尊重というのはそのラインからはみ出してはならないということが尊重の中にもうたわれていますので、「尊重をしなければならない」として明確にするのか、それとも「尊重するものとする」。この「尊重するものとする」とすると、尊重しない選択肢もあるように思うんですね。ですから、もちろん論議の末出てきた答申ですからように思うんですね。ですから、もちろん論議の末出てきた答申ではどういうように思うな解釈をされて、「尊重するものとする」というのも、やはり義務に近い規定として、今回の分限審査委員会の答申が出た後の首長の態度としていり、ようにするのかという点はどう考えるかを尋ねておきたいと思います。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 基本的な考え方ですが、この条例に至るまで委員の皆さんからさまざまなご議論とご意見をいただいて、こういう形で整備ができました。いわゆる審査委員につきましては、外部委員の専門家の方たちですので、客観的な聞き取りに基づいた判断が下されるという性格のものであります。したがって、尊重という意味は、答申については逸脱しないように、わざわざ町長が諮問をして答申をいただくわけですから、逸脱しないようにやっていきたいという意味を込めております。
- **〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。次に、日程第12 議案第45号を議題とします。議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第45号 甲良町放課後児童健全育成事業の設備および 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。 教育次長。

○宮川教育次長 それでは、私の方から議案第45号について説明いたします。 改正理由といたしましては、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全 育成事業の設備および運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が定 められましたので、今回改正するものでございます。

概要といたしまして、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、資格を有する者から免許状を有する者と改正し、次に、放課後児童支援員の資格要件の拡大のため、新設されたものにつきましての改正ということになります。 以上です。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 計論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第13 議案第46号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第46号 甲良町特定教育・保育施設および特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

〇丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

**〇宮川教育次長** それでは、議案第46号を、私の方から説明させていただきます。

改正理由といたしまして、それぞれ上位法の改正によるものとなっております。

第8条関係につきましては、子ども子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定証に関する事務手続の改正の必要が生じたためであります。

また、第15条関係につきましては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正に伴い、項の改正の必要が生じたためでございます。

以上です。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第14 議案第47号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

**○陌間事務局長** 議案第47号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例 の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

〇中川人権課長 失礼します。議案47号 甲良町小集会所設置および管理に 関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容は、小集会所の使用料に関する減免規定の追加でございます。

1枚おめくりください。

甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、第4条中に「前納しなければならない」の次に、ただし書きとして、以下の4項を加えるものです。

- (1) 国または公共団体が公務で使用するとき。
- (2) 町長が公益の必要と認めるとき。
- (3) 町長が公の施設の目的に供すると認めるとき。
- (4) その他町長が特別の事由があると認めたとき。

ということで、他の町内の公共施設についてはこれらの条項がありますが、 小集会所についてはございませんでしたので、今回新たに追加するものです。 よろしくお願いいたします。

- **〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
  - 11番 西澤議員。
- 〇西澤議員 全協でも質問いたしましたが、改めて言っておきたいというよう に聞いておきたいと思います。

この公布の日に合わせて(1)は別で、(2)(3)(4)のところの町長が認める場合があります。その町長が認める場合が恣意的やそれから不公平や曖昧さを残さないためにも、規則を設定する用意をしておくということをぜひ求めておきたいと思いますが、その点でこの(2)(3)(4)にふさわしい内容を事例などを含めて規定をつくるべきだというように思っていますが、その準備はどうなんでしょうか。

- 〇丸山議長 人権課長。
- ○中川人権課長 ほかの条例を見ましても、なかなかそこまで細かく規定しているものがございませんので、そのあたりは規則、要項まではちょっと難しいかと思うんですが、施設管理の中での内規みたいな形で整理をする必要はあるかなというふうには考えております。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- **〇西澤議員** 先ほど私は規則と言いましたが、内規の点でつくる準備をしているというように理解してよろしいですかね。
- 〇丸山議長 人権課長。
- 〇中川人権課長 どこまでやるかはまだ具体的には詰めておりませんが、他の 条例と照らし合わせて考えていきたいと思います。

**〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第15 議案第48号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第48号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条 例。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

〇中川人権課長 それでは、議案第48号 甲良町公営住宅管理条例の一部を 改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の主な点は2点ございます。住宅入居条件、申し込みの条件の中で、 公金完納の規定がございます。その規定の改正と入居者、既に入居しておら れる方の収入申告の手続についての緩和に関する規定でございます。

1枚おめくりいただきます。

第6条の中で「国民健康保険税を完納していること」ということになって おりますが、そこを「その他の徴収金を滞納していないこと」ということで、 公金全ての滞納がないという条件を付加するものでございます。

中段に飛ばさせていただきまして第14条です。第14条 第1項 ただし書き中「入居者からの収入申告がない場合」の次にただし書きを加えるもので、第15条 第1項中というところで、「町長に収入申告をしなければならない」というふうになっておりますが、「ただし、入居者が公営住宅法

施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、手続の緩和ができる」という内容でございます。

ここにおきましては、介護保険法におきます認知症の方でありますとか、 障害者福祉法によります知的障害者の方、あるいは精神保健福祉法等により ます精神障害者の方につきまして、これらの手続を省略して、かわって町の 方で審査することができるという内容でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

**〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(替成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。よって議案第48号は可決されました。

次に、日程第16 議案第49号を議題とします。

議題を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第49号 平成30年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

**〇丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

〇中川総務課長 補正予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町一般会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ2,393万2,000円を加算し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,293万2,000円と するものであります。

次のページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正ということで、歳入の部です。

17款 繰入金で補正額が1,700万円、18款 繰越金593万2,000円、19款 諸収入100万円、歳入合計が2,393万2,000円であります。

2ページをお願いします。

歳出の部であります。

2款 総務費、補正額1,598万1,000円、3款 民生費92万3,000円、4款 衛生費40万2,000円、7款 商工費140万円、9款 消防費195万6,000円、10款 教育費327万円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上であります。よろしくお願いします。

- **〇丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
  - 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 7ページの歳出のところの一般管理費と財産管理費の中で、町計画策定支援業務委託というのが2カ所出てまいります。それで、それに併せて全協でも議員の質問が集中しましたが、それで資料が出されました。ざっと見ても外部に委託する部分がないとは言えない。一部分あるというように思いますが、この合計で1,000万の金額です。1,070万という金額になるわけですけども、そういう部分で、内部でこなせるという部分がかなりあるように思いますが、そういう点でどうなのか。これが1点です。

もう1点は、この中に委員会への出席、議事録の取りまとめというのがあります。その委員会というのは、第三者委員会だというように思いますが、設置された第三者委員会なのか、それともどういう委員会なのかの確認をお願いいたします。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 まず1つ目のことであります。補正予算で積算させてもらった内容がこれでありまして、若干、今、議員からご指摘のあった職員でできる部分はないのかというようなことの指摘もありましたが、実際、また発注するときにはもうちょっとシビアな精査をして仕様書をつくってやっていきたいと思います。

それと、委員会の出席ですが、第三者委員会を想定しておりまして、そこで当然職員が事務局で説明しますが、それに同席というか傍聴というかそれで議事録の作成とか、次の資料の作成はこんなものやというのを情報として知ってもらうための意味であります。

- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 第三者委員会といのは着服事件の後の庁舎内の整理、点検、検証 する委員会の名称ですか。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 西澤議員のご質問にお答えします。今おっしゃっていただいておりますのは、今日お配りをさせていただきました資料が3枚ありますが、そのうちの2枚目のところです。事実検証に関する第三者委員会の運営のことでご質問をいただいているというふうに認識をさせていただいておりますが、それにつきましては公金横領発覚後の職員の内部問題を検証する第三者委員会の設置のことでございます。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 1ページにも委員会への出席、議事録、4回を想定しているというのがあるんです。ここにも2ページだけに限らず委員会への出席が2カ所出てきますよね。会計年度のところもありますし、行財政のところも委員会がありますので、別の委員会のことですか。それとも同じ委員会ですかね。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 申しわけありません。1ページのことにつきまして、ご説明させていただきます。これにつきましては、事業仕分けでありますとか会計年度任用職員、また包括外部委託に関しましての委員会の中で委員会のことを指しております。

以上です。

- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 そうすると、外部の第三者委員会ではなくて庁舎内の委員会のことですかね。
- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 内部の委員会がありまして、評価の委員会をまずしまして、 それができたら名前は変えて、次の行革の委員会というふうに、委員会の名 前は変わりますけどやるのは外部委員さんで構成された会議をする予定です。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 3月議会、以前の議会で第三者委員会ができましたよね。着服事件の教訓を受けて行政内の組織改革の提案、検証をしていく委員会、第三者委員会がありました。着服事件の背景、原因などを究明する第三者委員会はそこでいったん任務は終了して、継続というように聞いていますが、それで庁舎内の行政改革を検証してもらう。それからないしはいろんな提案もしてもらう第三者委員会というように聞いていますが、今の説明を聞いていますと、庁舎内、つまり職員でつくる委員会もあって、名前は変わるけどもそこに出席をしてということなのかということなんですよね。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事では、すみません。いろんなものが組み合わせてなってお

りますので、もう一度説明をさせていただきます。

お配りしました資料が3ページあります。一番上のところをご覧になってください。これにつきましては、3つのことがあるんですけれども、事業仕分けと会計年度任用職員、包括業務委託に関する支援業務なのでございますが、それの事業仕分けに関しまして専門家の先生を入れた委員会といいますか、それを組織する形になってございます。事業仕分けをした後、会計年度任用職員が担うもの、また正職員が担うもの、また包括業務委託にするものという区分けをいたしますが、そちらの方でまたその委員会の形が変わりまして、包括外部委託をするための検討の委員会に形を変える予定でございます。

2枚目でございますが、2枚目の事実検証に関します第三者委員会のことでございますが、これは公金横領を受けました第三者委員会、去年の報告をさせていただいた委員会は今も継続しまして、評価の委員会は動いております。それとはまた別の件でございまして、昨年の公金横領の第三者委員会につきましては、組織全体の協議でございましたが、この2枚目に計上させていただいております第三者委員会は、個々の職員等の問題に特化したものの内部検討を検証する委員会のことでございます。

次に、3枚目です。3枚目につきましては、甲良町公共施設等に係る委員 会のことになってございます。

3種類ございまして、内訳といたしましては、歳出の部のところの一番上の委託料です。町計画策定業務委託600万5,000円の内訳が1ページと2ページでございまして、3枚目が財産管理費のところの町計画策定業務委託の内訳となってございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 いわゆる疑問点のところにピンポイントで答えてもらってないので、わからないんですが、私の疑問は、改めて説明しますと、委員会、委員会、委員会が出てきます。そして、第三者委員会というのがなっているんですが、既に委員会というのは外部で委託する場合は報酬料やら設定をしなければなりませんし、その新しい委員会を設置する場合は条例があります。だから既にある委員会でやるのか、それともここで出てくる3枚目は見たことがないんですよね。公共施設等検討委員会、もう既にあったのかと思いますが、既にある委員会で検討するのかどうかという私の質問なんです。

そうなのか、それとも庁舎内で課長5人を選んでそこで委員会をつくって 検討するという意味なのかを答えていただきたいです。

〇丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事では、すみません、再度申し上げます。

1つ目でございます。事業仕分けに係ります委員会につきましては、それはその業務を委託させていただきまして、その中に専門の先生、それは歳出予算の中の報償費のところの講師謝金のところであらわさせていただいておりますが、これに関しましては、その事業仕分けを行う際、また行った後の評価などを外部の専門の行政専門の方にその評価をしていただくという予定でございます。

2つ目の事実検証に関します第三者委員会につきましては、既に第三者委員会に関します条例がございますので、その条例の中で規則を、この条例を使った形で別の委員会を立ち上げる場合は規則でもって委員会を立ち上げることになります。ですので、2つ目の第三者委員会につきましては、今ある条例の中でまた別の規則をつくった形で第三者委員会を立ち上げた形で運営をしていく形になります。

- **〇西澤議員** 既にある委員会を使うのか、それとも新しく委員会を立ち上げる のかというピンポイントで聞いているんです。
- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 そもそも公金着服事件に関する第三者委員会ができまして、今評価等委員会というふうに移行しております。今回、予算を提案しているのは、委員会と書いていますけど、正式には調査委員会、第三者調査委員会という別の調査委員会を立ち上げます。
- 〇丸山議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 別のを立ち上げるとなると、報酬の規定も新しくつくる必要がありますので、この議案の後、提案させていくということになりますか。それとも、既に設置が決まっているというのを聞いたことがないんですが、公共施設のやつは既にあるのか。それともこの議案が通った後、設置をしていくのか。その手続の点でわからないので、ごっちゃになっていますので、第三者委員会は公金横領事件の後の検証、提案が続くということで、継承されているのは聞いていますが、新しく出てきたこのやつは新しくつくる。つまり議案が出た後、進行していく中で立ち上げの議案が出てくるのかというピンポイントで説明いただいたら結構です。業務内容は結構です。
- **〇丸山議長** 総務課長、説明が今できますか。 総務課長。
- ○中川総務課長 何回もすみません。新しく立ち上げる委員会については、報酬条例で第三者委員会ということで費用の金額はうたわれています。

それで、防災センターの方については、職員、課長級でやっているその委員会のことでありまして、報酬は出ておりません。そういうことです。

- 〇丸山議長納得がいかないならもう1回ぐらいどうぞ。11番西澤議員。
- ○西澤議員 いや、何か最後の語尾が曖昧なんですけども、この議案が承認された後、委員会を、外部であれ、外部の場合は、これは報酬も決めていかなあかんし、今ある外部委員会の報酬で運用することもできますけども、どちらなのかということを聞いているんです。新しくつくるために議会に提案をして、こういう名称のこういう業務内容の委員会をつくりますというのが、これに基づいて明確に要るわけですよね。ないしは、もう既にあるのかというところを聞いているんです。あるのを活用するのかというように聞いています。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 すみません。もう既に条例につきましては、甲良町第三者調査委員会設置条例がございますので、そちらの条例を使いまして、規則を整理させていただきます。それは、その内容に特化した規則をつくらせていただきます。報酬につきましては、報酬条例の中で第三者委員会の委員の報酬が決まっておりますので、そちらの方で運用をさせていただくという形です。

以上です。

- 〇丸山議長 10番 建部議員。
- **○建部議員** 確認です。この業務委託は、私はてっきりコンサル業者に委託するという、大半がそういう思いでありました。中身を見ると、極力行政内部で努力してある一定の方向を出していくというような中身になって、最後の詰めが委員会に委託するというようなそういう内容になっているんです。私が思った、最初はコンサルにこの業務を全て委託する、それであったら、この業務委託という節でもって予算を見るのはいいんですが、内部でもって大半は行う業務を業務委託費として上げるのは、これは間違い。

要するに、本当に業者にとかそういう委員会にこの業務を委託するなら業務委託費で上げるというのは当然ですけども、それまでに内部で十分そういう協議をして、例えば委員会の委員の報酬であれば報酬費で見ればいいし、そしてその業務を本当に委託するというなら、その部分だけを委託費で上げたらいいし、そして、あと職員が頑張るのだったら、そこは一般事務費で上げてくればいいので、この予算を何もかもひっくるめて業務委託費として上げてくることは、これは間違いですよね。

ですから、これはやはりこの総額は変わらないにしても、最終日までに細分化というか、本来報酬費で見る、こちらの事務費、消耗品とかそういうものについてはそちらで見る。そして、本当にそういう委員会なり業務を委託

する分については業務委託費で見るというそういう予算の振り分けをして、 そして、ここに書いているこれだけの予算をこれだけ見ているんですから、 ここできっちりをこれが何に当たるか何に当たるかというのはもうわかりま すから、それを、この予算の総額は変わらないにしても、その振り分けを最 終日までにして、再度提案をしていただくというふうに思うんですが、どう ですか。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 今、議員が言われた業務を委託するのは入ってません。当然 委託するための業者選定なりするための仕様書を作成したりするような検討 の資料でありまして、その一連の作業を手伝ってもらうということの意味で ありまして、一括したこういう予算で業者選定をして手伝ってもらうのが合 理的かなというふうには考えております。
- 〇丸山議長 建部議員。
- ○建部議員 面倒くさいから業務委託で一括して見たということではないと思うけれども、これはやっぱり予算の手法からしたらおかしい。事務費でというか一般の消耗品とかそういうとこらで職員がそれだけのこと、ある一定のことを整えて、そしてそれを委員会なり業者に委託するというなら、その部分が業者委託費であって、中で努力する分については、それは業者委託費でそこにくくるというのはちょっとおかしいんじゃないかな。
- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 ちょっと先ほども言わせてもらいましたが、中身についてはもうちょっと精査をさせてもらって、委託できる部分を絞って、一括で委託させてもらうということでご理解をお願いしたいと思います。
- 〇丸山議長 6番 阪東議員。
- ○阪東議員 6番 阪東です。この問題については後で一般質問をさせてもらおうと思っていた。意味が違うなと思っていたんですけれども、例えば議事録というふうな形のものが、内部やったら僕は1回につき8万も出す必要がないと思うのだけれども、そこら辺がほんまに外部と内部というか、要は甲良町がこれはこういう問題について事業仕分けをやった中で、外部に出すのやというふうな形が明らかになってないと、この予算というのは机上論になってくるので、ここら辺はもうちょっとこの部分については再検討してもらって、次のやはり9月でもできるはずなので、一遍ちょっと検討していただきたいと思います。

しっかり、中身そのものが、事業仕分けと言われても、何を仕分けするのかというふうな。かといって我々は事業仕分けでどういうような事業をまず 仕分けするのやというふうな形をやっぱり教えてもらわないと、審議もでき ないと思うんです。

僕の質問をした中身と今おっしゃっている中身は全く違うなと思うので、 一遍考えてみてはどうかなというように思うんですけど。

**〇丸山議長** 最終日までにいけますか。

総務課長。

- **〇中川総務課長** 今町長とも相談しまして、最終日までに一遍また整理させて もらいますということで、よろしくお願いします。
- **〇丸山議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 同意第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日。

甲良町長。

〇丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

**〇野瀬町長** 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましての同意をお願いすることでございます。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名の方が任期満了となります。 地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするも のでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1280番地3。

氏名 久保田進氏。

生年月日 昭和25年11月26日。

固定資産評価審査委員会委員3人のうち久保田進氏の任期が平成30年6月30日に任期を満了いたします。久保田氏につきましては、建築業を経営されておりまして、建築士、建築施工管理技術士の有資格者でございます。もう既に平成21年7月から3期9年間お務めいただいていて、委員長をお務め頂いております。適任者と考えまして、地方税法の定めによりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

ここで、15分間休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時46分 再開)

**〇丸山議長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第18 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人30分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 それでは、議長のお許しをいただいましたので、一般質問をさせていただきます。それの前に、通告書を出させていただいた後、例えば広報こうらの6月号で今日質問する項目も載っておりますし、また、2番の南部工業団地のことについては、先日池寺で南部工業団地のことも含んだ説明会がありました。それにもあったんですけど、私としましては白紙とは言いませんけどというような状態で質問をさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、早速質問させていただきます。

まず、通告に従って、耐震問題についてお聞きしたいと思います。

1の過去五年間の耐震診断の件数というのをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

〇丸山議長 建設水道課長。

- **〇中村建設水道課長** 平成25年度から29年度までの5年間で14件お願い をしているところでございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしますと、私も記憶でお話をするんですが、耐震調査を依頼 したときに予算がかかったように記憶しておるんですが、耐震審査の補助金 というのがあるのかないのかをお聞きしたいと思います。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** 耐震診断につきましては、昭和65年以前とか決まりは あるんですが、無料で実施をしておるところでございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしましたら、広報こうらに木造住宅耐震診断の募集云々とかありますので、3番、4番は1つにくくって質問をさせていただきます。

耐震が必要な場合に補助金があるのか。リフォームの補助のことも広報こうらに載っておりましたので、これも含めて、補助金あるいはリフォーム補助との区分けはどうかということをお尋ねしたいと思います。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 耐震に必要な補助金でございますが、これは木造住宅耐震診断をしていただきまして、上部構造評点という数字が出ます。それが 0.7未満という倒壊するおそれがあるという場合につきましては、補助金の方を50万以内の範囲で利用をしていただくという制度がございます。

また、リフォームとの違いにつきましては、事業の目的でお話をさせてもらいますと、耐震につきましては木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりというのが大きな目標でございます。それと、リフォームの補助金につきましては、窓口は産業課でやっておるわけでございますが、地域経済の活性化および雇用安定、また環境に配慮したやさしいまちづくりということで、この点で大きな違いがあるというところでございます。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 すみません、この通告書に載せてないんですけど、広報こうらによりますと、上限20万というふうに書かれておりますが、上限50万という年が二、三年前にあったかと思うんですが、あれはどういう意味の50万であったのかお尋ねできますか。
- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 甲良町住宅リフォーム補助金ということで20万円を現在見ております。その年につきましては、30万円の国からの上乗せ分ということでもともとあったものから、町が20万円の補助ということで合わせて5

0万円というふうになっております。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしますと、50万の年はたしか1年だけだったと記憶しておるんですが、国からの補助があったということなんですが、それはもうその年1回きりであとはないのか、あとは計画がないのかということがわかったら答弁願います。
- 〇丸山議長 産業課長。
- **〇北坂産業課長** 今のところはございません。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしましたら、先ほど1番に聞いたときに過去5年間で14件というような診断をされたということがあるんですが、私の思っておりますのに、あまりにも少ないなと常々思っております。だから、なぜ耐震審査が、調査がもっと多く進まないのかということに関してお尋ねしたいんですが、なぜか何か理由がございますか。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 甲良町の中では理由等についてはまだ調査をしておりませんが、国土交通省の調査では、まず「住宅に耐震性があると思っている」でありますとか「地震が起こらないと思っている」といった、耐震化の必要性を感じないという方が約4割、また「改修に費用がかかる」という方が約2割ということで、そういうデータは出ておるというところも聞かさせてもらいます。

甲良町、また滋賀県におきましては、住まいの地震対策で将来的に起こり得る大地震への対策ということで、身近な問題として考えていただくために、講座を滋賀県と共同して今年度からまた新しく取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それにつきましては、29年度末にご案内をさせていただいたところ、5 集落の方が手を挙げていたたきましたので、また区長さんと協議をしていき、 そういうような話題提供、また身近なこととして今後も考えていただくとい うような取り組みをしていきたいと思っております。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしましたら、今課長の方からおおよその詳しく説明をいただきましたので、この1番の問題については終わりたいと思います。

次に、南部工業団地の開発ということで、またお聞きしたいと思います。 12月議会のときに、町長に南部工業団地の開発はどうされるのかという

質問をした覚えがあります。そのときには、町長の答弁としましては、県の 担当部局に行って「産業集積地」ということで開発ができないかという方向 で検討しているというふうにお答えをいただきましたし、先ほどの町長の挨拶の中にも、「産業集積地」としてやっていこうという思いが感じられるお話がございましたが、改めて聞きたいと思いますが、現在の進捗からお尋ねしたいと思います。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、南部工業団地につきましては、現在進捗の方はございません。先ほどもおっしゃっていただいたとおり、当初は製造業を中心として企業誘致活動を行ってまいりましたけれども、現在は観光業を含め全ての産業を集積用地として取り組むべく、6月より庁内検討委員会を組織して土地利用について再検討を実施してまいりたいと思っております。

また、5月の方につきましては、先ほど町長の方からも申し上げたとおり、 地元国会議員への陳情の方をはじめ、現在、取り組み内容を池寺区に報告さ せていただいたところでございます。

以上です。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしましたら、2の方に行かせていただきたいと思います。 自然破壊とか環境破壊とかいうことを言われておったことがあるんですけれど、あそこの大林さんが一番最初に開発をされたときの使われ方というか工事内容がわかればお願いしたいと思って質問書に書きました。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 大林組さんが所有しておられた時代の開発行為につきましては、調整池はございますけれども、実際に開発まで至っていないということで、県等にも確認したところ、開発がないということのお答えで、利用方法については現在不明でございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 私の思いとしましては、あそこの土を利用して云々というのがあったように思うんですが、それじゃなかったということですか。開発がなかったということですね。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 県の方にも確認させていただいたら開発がないという状態で、かなりもう60年以上前ということで、書類的にもちょっと難しいということでした。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 これは通告書に載せてなかったんですけど、きのう税務の方に行って聞こうとしていたところ、返答がなかったので、もしもわかれば、あるいは答えられなければいいんですけど、大林が持っておられたときに、今固

定資産税の金額が各戸に配られていると思うんですけど、固定資産税は大林 組のときは幾らぐらいあったのかということがわかれば、通告にはないんで すけど、わかりませんか。

- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 すみません、把握しておりません。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** わかりました。そうしましたら、その次の③番です。

開発がなかったということを今言われたんですけど、開発から数年後に、 有料だったのが無料だったのかわからないんですけど、このごろ言う産業廃 棄物という言い方はもちろんなかったと思うんですけど、何せ50年も60 年も前の話ですから、産廃が捨てられているというようなことを聞いておる んですが、見解をお願いしたいと思います。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、大林組が旧所有しておられた時代に廃棄物の処分場の許可とかそういった形跡がございませんので、廃棄物が事実ございます。そういったものにつきましては、不法投棄という考えでありますので、平成28年度につきましてはそういったコンクリート殻、そういったものを撤去させていただきました。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そういうことですか。沢山あると聞いておったんですけど、不法 投棄であったと。多分その当時は出入り自由やったかと思うので、そういう ことだったと理解しておきたいと思います。

それから、④番。去年だったと思うんですけど、今も言いましたように60年ほどたってしまっているんですけど、昨年予算を執行されたように聞いておりましたが、その中身は何であったかを聞きたいと思います。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- 〇村岸企画監理課長 昨年度につきましては、平成28年度から予算の方を執行させていただいておりますので、平成28年度については下水道の測量図化、または下水道の実施設計、またはため池周辺の道路改良の測量設計、また除草、廃棄物撤去というような形で、平成28年度で1,308万7,440円を執行させていただいております。29年度につきましては、進入道路に伴う測量、交差点改良設計、土質調査、道路交通量調査で1,444万5,000円を執行させていただいているのと、ため池周辺に伴う道路改良に伴う不動産鑑定をさせていただいております。29年度につきましては1,473万6,600円の執行ということで、総計で2,782万4,040円の関係の予算を執行させていただいているところでございます。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 今言われました除草関係のことを、私は去年だと思っているんですけど、おととしだったということですね。わかりました。すみません。 そうしましたら、⑤の方に移らせていただきたいと思います。

先日の池寺で説明いただいたときの資料の中に、いろんなことが書いてあったんですが、あまり詳しく読めてないんですけど、皆さんはちょっとわからないんですけど、池寺でもらった資料の中に、企業誘致予定地の紹介というのが一番最後のページにずっと書かれておる中で、優遇制度というのを書かれておるんですが、これはいったん凍結というか中断というふうになっておりますが、この部分はまだ今後も生きていくのかどうかというのが気になりますので、優遇制度のことについてちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 先日池寺区で説明させていただいたときの資料を持っていただいていると思うんですけども、税制的な優遇措置というものを企業誘致を行う、今後検討してまいるということにしていく資料につけさせていただいております。その中には、湖東圏域企業立地基本計画というもので、湖東圏域の定住自立圏の方で、彦根市をはじめ愛荘町、多賀町、豊郷町と共同で企業立地を進める中で固定資産税の優遇措置というものを掲げております。そういった中のものについては実際活動の方ができましたら続けていきたいと思います。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ありがとうございます。このことに関しまして、町長にもちょっとお聞きしたいと思うんですけど、けさの新聞で竜王の工業団地のことが載っておりましたので、これはでき上ってしまって、その会社が操業されるというふうな記事が載っておりましたが、過去には僕の記憶でいきますと、三重県の、名前を忘れましたが、北川正恭か何か言われました。当時の北川元知事のときに、シャープさんだったと思います。シャープさんを誘致するのに90億ほどの補助をされたというふうなことをどこかでしゃべっておられたのを聞いた覚えがありますが、町長は、今の三重県の話とか、この竜王の工業団地のことに関しまして、ちょっと1歩、2歩遅れをとっているのが非常に寂しい話なんですが、町長はどういうお考えをお持ちかお聞きしたいと思うんです。
- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 今、竜王とかの先例を申されました。過去には甲良町も北落工業団地の町開発誘致をした経緯がありまして、固定資産税の優遇措置について

もその当時の優遇措置を継続しているということではないかと思っています。 それから、西ケ丘山林の工業団地の企業誘致を進めるについて、県の企業誘致推進室へ出向いて情報交換をしたんですが、単価が少し安くならないと誘致企業が飛びつかないというふうなことも聞かせていただきました。それはどうしても山林開発でありますので、造成単価が割高になるという試算が出ております。

それと、甲良もどちらかというと北部エリアの工業団地という県の認識があります。今、同じ単価では、新名神沿いのエリアに企業の誘致活動といいますか、求められているケースが多いので、もう一度単価も含めてやりようについてを検討してはいかがでしょうというコメントをいただいています。

ご挨拶で申し上げましたように、上京したときには、県出身の国会議員、 それから昔は東京事務所と言ったんですけど、都道府県の事務所のあるここ 滋賀を運営されている東京本部にも情報キャッチをしていただくように、い ろんなアンテナを張って、甲良にこういう誘致エリアがあるということをお 知らせをして、情報収集に努め、今全体としては予算も投じているわけです から、計画的なこちらも準備を進めてまいりたいと思っております。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ありがとうございました。よく南高北低みたいな文言を言われますので、何とか行政、町長、頑張っていただいて、西ケ丘の南部工業団地の開発を一日も早く実現していけるようにお願いしたいということで、この2番の問題はここで終わりたいと思います。

そうしましたら3番、入札についてということでお尋ねしたいと思います。 まず資料をもらったんですが、これも全部は読んでいられませんでしたの で、これを加味しながら質問をさせていただきたいと思います。

- ①番に入札の種類と甲良町の現在の採用は。また、どんな入札にも最低制限価格というのがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 入札についての契約につきましては、地方自治法234 条に規定がございます。内容につきましては、一般競争入札というのと指名 競争入札、随意契約、または競り売りの方法というものがございます。そう いったことで契約を締結するというきまりがございますので、本町もいずれ かの方法で契約を行ている状態でございます。

この契約に先立ちます入札に関しましては、甲良町建設工事発注基準に基づき定められた各種工事につきましては、条件つきの一般競争入札というような形で実施をさせていただいているところでございます。その他の入札につきましては、入札参加申請登録業者の中から選択して行う指名競争入札と

いうものを実施させていただいておりまして、最低保証価格につきましては、 本町の場合ですと建築や土木の工事に限定して設定をさせていただいている ということで、随意契約についてはそういったものについては適用はしてお りませんけど、そういった形で最低価格の設定をさせていただいているとい う状態でございます。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ちょっと聞き漏らした部分が、条件つき一般競争入札というのは 現在やられておられるのでわかります。指名もあるということをちょっと言 われたのか、もう1回再度お願いできますか。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** 指名競争入札はございます。適用につきましては物品と かコンサル業務の委託業務とか、そういったものについては指名競争入札の 方式をとらせていただいております。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうしましたら、もう少し後でちょっといろんな分野があろうかと思うので、建築の方でお尋ねしたいと思っておりましたけど、建築の場合やったら条件つき一般競争入札でいいということですね。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** おっしゃるとおりです。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 わかりました。そうしましたら②番の方に、町内業者と町外業者の何かポイント云々というようなことも聞くんですが、どのように分けておられるのかをお尋ねしたいと思います。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、入札参加資格の登録におきまして、甲良町に本社を置くものについては甲良町の町内業者、また町内に支店支社を置く業者について準町内業者として、この2つを合わせて甲良町のものとして入札の取り扱いをさせていただいております。

また、それ以外のものについては、甲良町以外のものという区分けをさせていただいておりまして、条件つきの指名競争入札を、一般競争入札を行う評価点につきまして、町外と町内のものの区分けが分かれておりますので、そういった形で分類をさせていただいております。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ポイント云々というのがないんですか。私が思っているだけですかね。町内の方は、もちろん金額にも予定の金額にもよるのかとは思うのですが、ポイントって私の勘違いですかね。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、ポイントと言われましたものを評価点という形で設けております。その設定が町内と町外と金額に応じて違うランクがあるというような形でご理解いただけたらと思います。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次の③番で、以前指名競争入札ということで、大分前に百条委員会というのがありまして、そのときに私は逆に言うたら最初のころは勉強しかさせてもらえなかったという記憶がございますが、あのときに指名競争入札で、甲良町においても、あるいはもちろん県においてもランク分けというのがあったように聞いていたんですけど、今現在はランクというのはどうなっているか、お尋ねしたいと思います。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、以前はおっしゃっているとおり、ほぼ指名 競争入札においてはランク分けを行っていたわけですけれども、近年は先ほ ど申し上げましたとおり、審査、評価点で行っておりますので、そういった ものについてのランク分けはしておりません。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** ありがとうございます。そうしましたら、その次に移らせていた だきたいと思います。

指名競争入札と一般競争入札において、最低制限価格というのを知り得る、これはゼロではないと思うのでちょっとお聞きしたいんですけど、指名の場合は何人ぐらいが知っておられたのか。あるいは、今現在の一般競争入札においてはどれぐらいの何人の方々が最低制限価格を知り得るのかどうかをお聞きしたいと思います。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、本町の場合につきましては、現在、入札直前に町長の方と企画監理課長の私の方だけでそういったものの設定をさせていただくということで、この2人以外にはございません。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 以前の指名のときは、わかったら、わかりませんか。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** 申しわけございません。その時代のことは申しわけない んですが確認がとれておりませんので、すみません。
- 〇丸山議長 木村議員。
- 〇木村議員 そうしましたら、長くかかわっておられたかと思うんですけど、

町長、指名のときの、わかりますか。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 予定価格、いわゆる最低制限価格と予定価格を設定するんですが、 入札担当課長、町長、それから工事執行の担当課長の、ちょっと記憶が曖昧 ですが、数名、3人ぐらいだと思います。担当課長が入ったかどうかは工事 担当課長が入ったかどうかは記憶が定かでないです。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 ということは、現在とはちょっとは違うというふうに私は受け取ったんですが、それでよろしいですか。以前は2名ではないということですね。それで結構です。ありがとうございました。

そうしましたら、たしか前回だったと思うんです。野瀬議員の方から町の公共工事のことについて質問されておったように思います。そのときの1項目で、近畿圏の最低落札率という表現で聞いておられた。それが最低落札率という言い方があったのかどうかわかりませんけど、そういうような質問をされていたことがありまして、町内では平均81%というような答弁があったように思います。

それで、昨年度の入札の、先ほども言いましたけど、建築の方に限ってですけど、文言がいろいろ専門というのか専門用語というのかわかりませんけど、ちょっと私は疑問に思いましたのでお聞きしたいと思います。

そうしましたら、今わかっておるのが、もちろん落札というのがありまして、それは落札業者1社でもちろんわかるんですけど、ここには載ってないんですけど、たしか「失格」という言葉、それから「超過」という言葉があったかと思うんです。それに今持っておる資料によりますと「辞退」という分があります。これをご説明願えたらと思います。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、「失格」につきましては、最低制限価格を下回っている入札をなされた場合は失格というような形でさせていただいております。「辞退」というものにつきましては、辞退なされるということになりますので、そのとおりというような形で、「超過」というようなものにつきましては、定められております予定価格を上回って入札をなされたというような内容となっております。
- 〇丸山議長 木村議員。

以上です。

○木村議員 「辞退」というのがちょっと疑問に思うんですけど、辞退をされるということは、入札に参加されないということの理解でいいのか。入札に参加されてその入札の場所に行って、そこで辞退をされるのか、ちょっとそ

こら辺がわからないんですけど、この辞退と出されている業者はどういうような立場におられるのか、立場というたらおかしいけど、わかりますかね。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、入札は予定価格等を超過している場合、そういった場合とかは再度もう一遍2回目の入札を行います。そういった場合につきまして、2回目の入札につきまして辞退なされるというようなケースとかがございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 それでわかりました。そうしましたら、その次です。「不調」という言葉が書かれております。これは想像するに、1回目、2回目、3回目の入札、1回目がだめ、2回目に移ったらだめで、3回目もだめで不調というようなことを言われていると思いますが、先日たしか彦根の方で庁舎改修によって不調があった後、随意契約云々で何かちょっともめておられるように思うんですが、不調と随意契約ということに関してお聞きしたいと思います。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 3回入札を行いまして、入札の落札者がいない場合不調となります。けれども、緊急性の工事、急ぐ工事とかそういったものにつきましては、担当課の方が時間がない関係上、再度の入札執行時間がとれないというようなケースにつきましては、不落随契という形で随意契約で最低の業者と交渉を行うというような形の流れでございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** よくわかりました。ありがとうございます。

そうしましたら、入札のところの⑤番目に移りたいと思います。

最低制限価格を決定する方法として、私が以前役場の職員さんとお話ししたときにアドバイスをもらったことがありましたので、ちょっとここでお聞きしたいと思って⑤番目に書きました。これはちょっと言葉足らずで考えてみたら私は何を書いているかわからない。何を書いているのやろうと反省もしているのですけど、最低制限価格を決定する方法として、先ほどもご答弁がありましたように、指名の方では3人か、それはちょっとわからないということなんですが、現時点の一般競争入札においては2名が町長と担当課長が知っているという答弁をされました。

この⑤番に書いてある方法、この方法は、私はその場でしかわからない方法だということでいい方法だなあと思いましたので書かせていただきましたけど、金額は予定価格はいろんな金額があろうかと思います。もちろん10万単位からもっと低いのがあるかな。あるいは1億を超す、2億に迫るよう

な、あるいは呉竹の方は3億4,000万、4億近い金額が出ておったと思 うんですがこれを入札で落札業者を決めなあかんという部分において、金額 によるんですけど、例えば例を出しますと1億というような仕事があったと します。そしたら、予定価格が1億何全何百万ぐらいの金額で予定価格を設 定され、また、それに対しての最低制限価格を決定されるわけですけど、今 現在は町長と担当課長はわかっているということなんですが、この私が⑤番 目に書いたやつは、1億何全何百万と価格をとりあえず決めておられたとき に、その10万円までいくのか、あるいはやり方はいろいろあるかと思うん ですけど、10万円単位はゼロで予定されていても、この入札がされた、各 業者が札を入れるんですね。その札を入れたときには行政の方は最低制限価 格をとりあえず決めておられる。それにプラス10万円単位が、例えば1を 引かれたら、これは1から9というふうに書いていますけど、これは1から ゼロということのミスプリ、私の勘違いですけど、例えば1を引かれた場合 には、何億何千何百万プラス10万とか、あるいは5を引かれたら50万を 足すとかいうふうにした場合に、これは誰にもわからない最低制限価格にな るんじゃないかという思いで、この方法がいいんじゃないかと思って、何で なくなったかなと。なくなったと僕は思ってしまったんですけど、どうやら 聞いてみますと、それはちょっとわからないということであったんですが、 こういうような方法はできるのか、できへんのか、あまり大したことないか というふうに何か考えはありますか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、今おっしゃっていただいている入札方法につきましては現在甲良町でも実施したことはございません。ただし、おっしゃっていただいているとおり、最低価格の方がその場で決定ということになりますけれども、今現在、入札の札のほかに積算内訳書というものを提出していただいております。内容の方につきまして、その工事等が適正に行われるかどうかというような確認をさせていただく内訳となっております。そういった中で、最低価格の方をその場で決めていくということが非常に困難になってきましたので、今現在のように事前に投函をさせていただいてやっているということで、過去そういった事前公表などを行ったときもあるんですけれども、行いますと、全てがくじ引き状態になってしまうということもございまして、適正な競争が行われないという事実もございました。

今言っていただいている下1桁2桁というような金額については今まで検 討がなされたことがないということで、また今後参考には考えてはさせてい ただきたいと思います。

〇丸山議長 木村議員。

○木村議員 私が聞いたときに、ああこんなええ方法があるのかいなと思ったことがありましたので、ちょっと書かせていただきました。何とか検討課題で、やはり今町長と担当課長が2人は知っているということにおいて、その責任を多少なりとも逃れられるような方法だとも思いますので、何とかお考えいただいて、利用をしていただけたらと思います。

それと、最後のこの入札についての質問ですけど、今日もらった資料の中に、設定範囲というのが70%から90%というふうに書かれてある部分があるんですけど、予定価格の70%から90%の間で最低制限価格をつくるということの把握でよろしいですか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** すみません、国の通知等でそういった形で適用させていただいております。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** ありがとうございます。そうしましたら、この入札の件に関しま して終わらせていただきたいと思います。

その次に、4番目、甲良町の補助団体についてということで、お尋ねします。

まず①に補助金を10万円以上、10万円以下でもいいんですけど、100万まで出しておられる団体数、数で結構です。もう超えておられる団体はちょっと名称をお願いしたいなというふうに思いますが。

- 〇中川総務課長 10万円以上交付している団体が22団体ありまして、100万円以上の団体が、甲良町老人クラブ、犬上少年センター、甲良町商工会、各字の区長さんとか法人です。この法人は予算上100万円を超えている交付先のことです。あと中学生海外派遣研修事業旅行団、14分館長、甲良町人権教育推進協議会、甲良町社会福祉協議会であります。以上です。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 わかりました。ちょっと私の想像と違うところが出てきましたので、また後で私自身も整理をして、議会だよりなりに載せたいと思います。その中で、沢山あるなと思ってしまったんですけど、人事介入のことが気になったもので、それがあるところとないところを聞いておりますので、なぜあるのか、なぜないのかの理由がもし申し述べてもらえるのならばお聞きしたいと思います。
- 〇丸山議長 総務課長。
- 〇中川総務課長 町としましては、補助団体についての人事介入は一切行っていません。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 そうですか。先日に観光協会の方でちょっとあったんですけど、 私が思うのに、観光協会は観光協会、商工会も一緒ですし、社協も一緒だと 思っておるんですが、社協なり商工会なり観光協会はちょっと私自身もタッ チしておる部分があるので、お聞きしたんです。社協あるいは商工会におい ては人事のことまではお話は出ておりませんでしたけれど、観光協会のこと に関しましては、ちょっとあれっと思いながら、人事に介入されておられる ように思ったんですが、それは私の間違いですか。
- 〇丸山議長 産業課長。
- **〇北坂産業課長** 人事に介入ということで、この前も臨時職員、またパートの職員の採用があったんですが、事務局として処理をしたところでございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** 事務局として、そういうことですか。わかりました。そしたら、 それはそれでよしとしなければならないと思います。

そうしましたら、この4番目の補助金のことを終わらせていただきたいと 思います。

次に、最後の農村まるごとのことでちょっとお聞きしたいと思います。 この①番の農村まるごと保全隊の仕組みとこの本部がどこかにあるかと思 うんですが、お願いします。

- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 組織の仕組みといたしましては、各11集落に対しまして交付金を交付するものでございます。本部というようなことはわかりませんが、事業主体といたしましては、各集落で、組織の仕組みとしては、各集落の農業団体、各種団体、むらづくり委員会なり各老人会なり婦人会なりということでやっておりまして、事業実施主体は各集落というふうになっております。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 それは今の答弁は甲良町のことをもちろんお話しされたと思うんですけど、1年に1回ぐらい「まるごとだより」というのを滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会から出されておられるので、しかも年度年度で農村まるごとの補助を各字に配られておられる。それは町から入っているんじゃなく、町を経由して入ってきているというふうに私は把握しておったので、本部がどこなのかなと思ったんです。
- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 町を経由しての話になりますけども、国と滋賀県と甲良町という持ち分をもちまして交付金を出している事業でありまして、それを滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会というような、皆が各市町など

が参加しての協議会というところでもって作成してもらったものを、各市町 で配っているというところでございます。

- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 その下に、これは発行元というふうなのかな、東近江の水土里ネット滋賀の中に事務局があるような、僕は本部と書いてしまいましたが、そういうふうに理解したんですけど、ではないんですか。
- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 水土里ネットの中にそういう事務局を持ってもらっていますが、事務局といたしましては、滋賀県と水土里ネット滋賀、土地改良事業の団体連合会等が持ってやっておられるところです。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 わかりました。そうしましたら②番目、平成20年度からの事業であったように思うんですが、当初各集落が多大な労力を払って一生懸命やったイワダレソウがいつの間にかなくなってしまって、今に至っているということの検証はどうお考えかお聞きしたいと思います。
- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 平成19年度から5年計画の中で雑草対策としてのり面にカバープランツのヒメイワダレソウを植樹して、促進推進費として活動費に上乗せをされ、交付された事例があります。5年の活動期間中に広く浸透したと判断されまして、その後は現状維持という形態で上乗せ分を配分されなくなったということでございます。
- 〇丸山議長 木村議員。
- ○木村議員 現状維持とはあれで、このイワダレソウの、何というか簡単に言うたら水にさわったらそれ以上伸びないから雑草対策にいいじゃないかとしてやられたんですが、実際問題は、各田んぼの水路に遠慮なくイワダレソウがどんどん伸びてしまって、取り払うのに大変な労力を奪われたというふうになっておりますので、そこら辺は多分ほとんど甲良町内にはイワダレソウの痕跡はないのだろうと思うのですが、その点どういうふうに考えられますか。
- 〇丸山議長 産業課長。
- **〇北坂産業課長** 当時苦労されたということも、またやめたいというようなこともあったということは伺っております。
- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** そうしましたら、時間がなくなってしまったので、③番と④番を 同時にお聞きしたいと思います。

このまるごと保全隊は組織活動の広域化ということを言われております。

それと、またアンケートをとられたということがあるんですけど、これは多分先ほどの答弁は甲良町の答弁があったと思うんですけど、これは甲良町だけではないと思うんですが、アンケートの甲良町の分を非常に聞いてみたいと思うんですが、③番、④番、同時に答弁を願えればと思います。

- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 広域化といいますと、複数の事業主体が事務の一元化のために事務局を設置して広域組織として活動する仕組みでございます。組織としては事務局を設置し、負担の大きい書類作成の事務作業を集落から一部切り離せることで活動に専念でき、活性化が期待されると考えております。

また、アンケートにつきましては、まだこれは5月末で開始したところでございますが、広域に参加するのかどうかというアンケートを実施しております。「参加したい」という集落につきましては「2」、「検討したい」という集落については「6」、「何ら問題ない」というふうに考えておられるのが「1」、「その他」というところで「今後に不安を持っている」という回答と「全然考えてない」ということで未提出の集落が「1」という結果になっております。

- 〇丸山議長 木村議員。
- **〇木村議員** 今言われましたのが、集落の数を言うてくれはったということで すね。わかりました。

そうしましたら、この一元化というかいわゆる事務局をつくって云々というふうに言われたんですけど、ここの各字から、もしも利用した場合、どれぐらいの費用を思っておられるのか、お聞きしたい。例えば10集落あって10集落全部が頼まれた場合と、うちはもう全然やれるからということで5集落になってしまったという場合を考えられると思うんですが、そのときの拠出の費用はどういうふうに考えるのかなという質問を最後にしたいと思います。

- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 できたら全部の集落がやっていただきたいんですが、例えば事務費といたしまして、例とかを見ていますと交付金のうちの10%ぐらいが必要でないかというふうに考えております。また、少なくてもその程度に抑えて、国からまた別に広域化することによってもらえる一時的な事務費が入ってきます。そういうなのをもらいながら実施していくと考えておりますが、割合として増やすということは困難ではないかと。できれば全集落が参加していただけるように、今後考えていきたいと考えております。ありがとうございます。
- 〇丸山議長 木村議員。

- **〇木村議員** それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありが とうございました。
- ○丸山議長 木村議員の一般質問が終わりました。阪東議員、昼に回りますけどやりますか。もう昼からでよろしいですか。(発言する者あり)
- **〇丸山議長** きのうも大分昼に回ったから、今日も昼で。 13時から。

(午前11時40分 休憩)(午後 1時00分 再開)

- ○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、6番 阪東議員の一般質問を許します。6番 阪東議員。
- ○阪東議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、今日の会議の中で私の一般質問とダブっている部分、また全協で 一応もう既に改善が進めようとされている部分がありましたので、それにつ いてはまた簡単に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申 し上げます。

最初に、通勤通学路の安全対策についてお伺いいたします。

奪われた小さな命は戻ってこない。新潟市の小学2年生の女児7歳が殺害をされました。近所の男の23歳が死体遺棄の容疑、また線路に放置したというふうな形でむごい事件であったと思います。男は容疑を認めているが、動機、手口というところについては、現在進められていると思っております。女児は学校から下校に1人になりまして、もう少しで帰宅というふうなところに連れ去られたという形で報道がされています。私たちの甲良においても、過疎地というか本当に人口減少ということで、通学路の安全対策について、いま一度見直しが必要ではないかなと思っております。

それと、通勤の関係でありますが、最近通勤では、ホームから軌道敷内の 方に突き落とすとか、またそういうような悪質な犯罪、また犯罪ではないん ですけれども、目の見えない方が軌道敷内に落ちてしまうという事件もたび たび起こっております。これからまた、それ以外に夏場に向かいまして、痴 漢等につきまして懸念がされるところでございます。

以上のことから、質問状に従いまして、個別の案件について説明を求めたいと思っております。

まず1番、新潟の女児事件につきまして、県の教育委員会、また国なりから各市町に対して何らかの通知というかこういうところについて指導をして

ほしいという案件がありましたでしょうか、お答え願いたいと思います。

- 〇丸山議長 学校教育課長。
- ○上橋学校教育課長 ただ今の件についてお答えいたします。県の教育委員会保健体育課から、平成30年4月27日付で文部科学省の通知を受けまして、「児童生徒等の通学時の安全確保について」の通知が出されました。その中に、安全な登下校の実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制づくりについて取り組む旨の依頼がございました。

さらに、同じく保健体育課から、平成30年5月15日付で、スクールガード登録人数調査と通学路における見守り、付き添い体制の構築についての文書が出されました。その中におきましても、新潟の事件にふれまして、登下校時に1人にならないことを指導するとともに、スクールガードをはじめとする地域住民の協力を得て、十分な見守り、付き添い体制を維持する旨の依頼があったところでございます。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 それでは、②番の方に移りたいと思います。

下校途中で児童が犯罪に巻き込まれる事件というのは後を絶たないと思っています。2004年から2005年にかけて、奈良とか広島、また栃木でもいずれも小学校1年生の女児が男に連れ去られ、殺害された事件ということを思い浮かべます。そこで、現在我が町の小学校の下校の安全性についてどのように配慮をされているかお聞かせ願いたいと思います。

- 〇丸山議長 学校教育課長。
- ○上橋学校教育課長 ただいまのことについてお答えいたします。各校園におきましては、教職員によるパトロールを随時行っているところでございます。特に低学年につきましては、教員が一緒に歩いたり、ポイントに立ったりするなどして、1人で帰ることのないように見守りを徹底しているところでございます。

また、スクールガードさんをはじめとする地域の方や保護者の方にお願いをしまして、下校時の見守りをしていただいているところでございます。スクールガードさんにおかれましては、ポイントに立ってくださったり、また保護者さんには家の近くまで歩いて迎えに出てきてくださる方もおられて、随時協力をいただいているところでございます。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 次に、3番目に移りたいと思います。

学校には安全計画の策定というふうな形のものが文部科学省から義務づけられておりますが、不断の検証、不断の検証というのは絶え間ない検証です。 絶え間なく改善策が欠かせないがという考え方なんですけれども、通学路に ついてはやっぱり人通りや、また夜間については照明灯、これは通勤になるかもわかりませんけれども、そういう地域環境と学校と地域、また保護者、子どもたちで、何度も点検して見直すというものが、この不断の検証、絶え間なく改善していくということと思います。新潟の事件では、女児が1人になった場所が見守りがなくて死角になったということが悔やまれますというふうな形のもので、ある新聞の中の社説というところが書かれております。これはこういう社説の新聞なんですけど、全くそのとおりだと思います。

以上の観点で、この通学路の死角を減らすというものが重大な点だろうと思っております。過去からの不安全箇所があると思います。本町ではどの程度あるのか、学校として、また教育委員会、ちょっとわかりませんけれども、そこら辺の認識度をお答え願えればありがたいと思います。

- 〇丸山議長 学校教育課長。
- ○上橋学校教育課長 死角についてということで、特にそれに特化した調査は今まで行っておりませんが、各学校の通学路につきましては、従前から通学路交通安全推進協議会というのを立ち上げまして、常に危険箇所のチェックをしているところでございます。そういった各PTA、それから各学校の方から上がってきた要望を集約しまして、PDCAチェックを行いまして対応させていただいているところでございます。交通に関して含めてでございますけれども、昨年度は東学区で8件、それから西学区で9件ということで、計17件の危険箇所について町として対応させていただいたところでございます。このうち11件につきましては、既に看板やグリーンベルト等の設置、または木の伐採等を行いまして、少しでも死角のないようにということで取り組んでいるところでございます。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 今ほど説明がありましたけれども、やはり死角のところを今後ちょっと気をつけて、今後何が必要なのかが十分考慮されるわけなんです。ふるさと納税なんかの資金を使いながら、安全安心のまちづくりというふうな観点で、何点か計画的に防犯カメラ、そういうものを設置していくと、やっぱり納税していただいた皆さんからそういうふうな安全のまちづくりというものを、甲良町については貢献していますというものも、そういうような観点をやっぱりそういう町当局の総務課なり、いろいろな資金をしてもらっているところに要求をぜがひでもしていっていただいて、親御さんの見られない範囲をそういうようなカメラ等について、そういうようなハイテクな技術について見ていただくというものを考えていただければ幸いだなと思っております。
  - ④番目に移らせていただきたいと思います。

これは5月の木村議員が全協で申されました。番号は忘れたので何番か知らないけれど、タッチ君のふたがあいとるぞと。直されようとしたという形跡があらへんと。過去にも私も一般質問をさせてもらいました。本当にこのタッチ君は鳴りますかという質問をさせてもらったことはあるんですけれども、これは鳴らしたらあきませんかと言うたら、これは鳴らしたら犯罪になりますと言いはりまして、一遍鳴らして、テストで鳴らさんとあかんなと思っておるんです。少なくとも点検というのは毎月1回はやっぱりやるのが人命に関するところなので当たり前やと思うんですけれども、どういう認識をしておられるのかなという面でお聞きしたいと思います。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 タッチ君の質問は過去に何回かありまして、一応年に1回点検させてもらって、あとは作動したときに点検に行ったときに近くを見るというようなやり方をさせてもらっておりました。

今年についても、5月28日に担当もかわったので、点検に行きました。32基あるうちの16基が今半分点検が終わったところですが、一応点検項目としては、外観と、外観というのは鍵とかボックスが壊れてないかと、内部でタイマーとか時計はどうもないかとか、動作は回転灯が回るかサイレンが回るかというような項目がありまして、今、議員が言われたように、サイレンの電源がオフになっているところが3カ所ほど実態としてありましたので、それは即修正しておりますし、カバーの破損等が幾つか壊れたままになっているということで、続けてあと半分点検をして、早急には対応をさせてもらおうかなと思っています。この結果を見ますと電源がオフになっている箇所があるので、もうちょっと点検の頻度は毎月ではなしに増やす方がええかなとは思っております。

以上です。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 見ててもらうということで、いいのか悪いのかちょっとわからないんですけど、やっぱりカバーを破ってしまえばそれはパーになるかわかりませんが、あんなのは破るぐらいはしれていますよね。一遍子どもたちに、今日は1年生、来月は2年生、そうすると子どもたちにタッチさせた方がええのと違いますか。そういうふうなやり方をすると子どもたちもはっきりそういう押し方もわかるし、「おじさんこれ高いの違うか」というふうな、背の高い、高いの違うかというふうなところがあると思うので、先ほど言ったように子どもと住民と先生とかいろんな形が交わり合って点検というのが必要だと思うので、ぜがひでも一応考えてみて、役場の職員が忙しい中やるんじゃなくて、そういうふうな下校途中に一遍やってみようやないかというも

ので、軽い気持ちで鳴るか鳴らないかというぐらいは僕はできると思うので、 別にここは鳴らしたらええと思うので、そういうような形をやっぱり指導し てあげてほしいなというふうに思います。

次に、⑤番目に移ります。

岡田議員の方もこれは前回の質問があったと思うんですけれども、尼子からセブンイレブンまでは、今見ても特に暗い。甲良町の特徴は集落内というのはものすごい明るい。集落間の道というのはほんまに安全を担保せんとあかん道が非常に暗いような状態で、特に尼子駅からそういうふうなセブンイレブンまでのところが不安全なところかなというふうに思います。田園ということでやむを得んところがあるかもわかりませんけれども、これについてはやっぱり早急に、今LEDもありまして、そんなに高くはつかんと思うので、そういうようなものをやっぱり少しでも増やしていくということをしてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 今の質問ですが、またLED化については総合戦略の事業計画でも位置づけておりますので、計画的にはさせてもらおうかなと思っています。実績としては、昨年度に1灯、LEDの防犯灯を新規で途中に建てました。今年度は尼子駅周辺を含めて11基を予定しています。セブンイレブンから尼子駅までを6基、あと駅周辺を5基というふうな今年度の計画で予算もそのようになっております。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ぜがひでもやはり安全対策をよろしくお願いしたいと思います。 それともう1点だけ、そこで照明を阻害する樹木の伐採というのを毎年や ってはると思うのですけれども、今年もやはり定期的にやってもらえるとい うふうなところですか。
- **〇丸山議長** 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** 樹木の伐採等については、県土の方で毎年実施と。町道 の高木については時を見てするということでございます。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 続きまして、⑥番の方、最近不特定多数の場所で犯罪が増えつつあり、特に駅の構内では事故と事件が多発をしているところでございます。このような環境の中で監視カメラの役割は重要と考えます。尼子駅の監視カメラは現在ダミーが取りつけられ、平然とされているところは本当に町としてお粗末なことであり、早急に管理者として正規カメラを取りつける必要があるがというところで、きのうの全協では40万円予算化をしていただいて、一応3台ということなんですけれども、ちょっと3台がどれぐらいの金額を

つけはるのか。前も40万で3台やということで、それに右へならえ、40万もあったら一般のところで買っていただいてそれを業者が設置したとしても、もっと沢山つくと思います。少なくとも上下線で2つ要りますよね。それでやはりコミュニティハウスの中に1つ、それで自転車置き場に1つ、正面に1つ、4つは僕は要ると思いますけれども、そこら辺でやっぱり検討もお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 3台というのは今おっしゃられた中、外、駐車場、それでも う1台駐車場、言われるところにつけるつもりはしておりました。幾らでや ってもらえるのか、これは概算でとった金額ですので、つけられたらできる だけつけてというふうに、死角とかも関係しますので、そういうようなのを 考慮しながらつけたいと考えております。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 中に設置するやつは防水でも何でもなくてもいいので、そういうようなコストを落として、要はよく考えて場所をできるだけ多くつけた方がいいので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、計画的な死角というところについても、やっぱりそういうようなものを応用しながら今後建設水道課も含めて、産業課も含めて考えていただきたいと思います。

⑦番目です。自転車通学の義務化されたヘルメットの着用率について、日々 の指導をどのようにされているかというところです。

いつも八日市なり彦根なりいろいろと走っていると、ほんまに真面目に100%着用されます。他校では本当に着用されているのやけれども、甲良の着用率が非常に悪く考えますけれども、指導もあろうかと思いますけれども、何がやはり阻害をしているのかというふうなことを思うんですけれども、その点について何かありましたら、指導も含めてどうされているのかという面をお答え願えればと思います。

- **〇丸山議長** 学校教育課長。
- ○上橋学校教育課長 中学生のことですので、思春期の恥ずかしさというのも多々あろうかと思います。その中におきまして、甲良中学校の方では、朝夕の通学指導時に教師から呼びかけを行って指導しているところでございます。また、生徒会の取り組みといたしまして、ヘルメットをかぶろう運動というのを行っていただいておりまして、4月にはポスターを作成、掲示、それから本部から呼びかけを行っていただきました。それから、5月から6月には着用推進ムービーを制作されまして、給食の時間に放送で流されています。それから、ヘルメット週間をつくるなどして、各クラスで着用率を調べて子

どもたちが自分たちで着用率1番のクラスを選んで、7月の朝の曲を選ぶということをプレゼントしながら、子どもたちが楽しい雰囲気でヘルメット着用に向けて取り組むことができるようにやっているところでございます。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- **○阪東議員** 期待しながら、やはり人口減で本当に若者の事故、命を事故から 守るということについては万全を期していただきたいと思っております。

次は、2番の項目になりますけれども、農免道路の事故について若干ふれ ておきたいと思っております。

農免道路の交差点の事故が、いろいろやってもらっている、対策をしてもらっているんですけれども、後を絶たないというのが現状かと思います。行政としては、道路標識なり表示なりいろいろ設置をしていただいております。そういった中で、水平展開が十分できてないか、そういうような形でも他の交差点でも起こっている可能性もありますし、一度でも事故が発生すると、そこは交差点の危険要素が高いというふうなところで、潜在的要素というものが潜んでいると思っております。随時対策が必要でないかという質問です。

1点、やっぱり我々も走ってみますと、大体農免道路は60以上、70ぐらいで走っている人もいると思うけど、60で走ったら、とまろうと思ったときにいろんなガタガタ、バンバンというふうな形があるのやけれども、バンバンというた途端に交差点の中に入っているという要素があります。60メートルというのは60キロで走ったらもう60メートル先にはつけとかんとあかんはずなので、ものすごい狭い間隔でつけられている部分があるんです。そういった点についても、やっぱり改善の余地があって、そういうような面も走ってみるとそう思います。皆さんも一遍走ってみて、60か70で一遍走ってみて、ほんまに交差点でとまれるかというたら、まずとまれないと思います。一遍ちょっとそういうような面を検討していただきたいと思いますので、建設水道課の課長さんに今の中身の状況についてお話をいただきたいと思います。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 まず、今私どもがやっております交差点での事故対策としましては、今ほど阪東議員からもおっしゃってくれましたように、区画線等によりまして、まずは視認性の向上、目で見て見やすくするというのをまず1番にやっておるというところでございます。あと事故発生の箇所につきましては、これはまた彦根警察署と確認し、やはり交差点ごとに特徴があると思いますので、今までどおり通り一遍の対策じゃなくして、そこら辺は今後また警察とも協議していきまして、その状況に合った対策というのを今後行っていき、事故抑制対策に今後も取り組んでいきたいと思います。

以上です。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- **○阪東議員** ありがとうございます。それでは、次に行政事務の委託業務についてというところに移りたいと思います。

先ほど議会の中で一般予算の方を一応答申はされていますけれども、この中で、質問前に1つだけ聞きたいんですけど、5月に我々が聞いた中身と若干ちょっとニュアンスが違っているのかなというふうに思うんですけれども、まずはアウトソースというか、出されるのは、要は外部に完全にその業務を仕分けしたら一応出されるという解釈でよろしいんですよね。それか、要は今の年金機構が、これは出してもうて失敗したという形で、これは来てもろうてアウトソースしようという二通りのやり方があるんです。外部委託という形のものの考え方というのは、今どちらの方に重きを置かれているのか、それを先に一遍聞きたいんです。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 阪東議員の質問にお答えさせていただきます。こちらで考えております包括外部委託といいますのは、例えばの話ですけれども、今臨時職員の方がいらっしゃる業務があると思います。言うたら、それを職員ごと委託するという形になります。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ということは、基本的には職員がどこどこの二次の人材派遣会社 みたいなところになるわけですね。要はそのまま委託されてしまうという。 職員が委託されるというのは、職員は職員と違うのかと思うんですけど。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 事業仕分けをしました後、正職員がする部分、また32年度からの会計年度任用職員の部分、そしてまた包括委託できる部分というふうに区分を分けます。それで、その包括委託できる部分につきましては、その業務に携わっている職員ごと委託をするわけでございまして、その職員となります者は、直接指導はできませんが、その会社を通じていろんな業務を委託し、仕事を行っていただくという形をとろうと思っております。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- **○阪東議員** ということは、委託先に移らはるわけやね。そういうこと。そしたら、そういうような形を認識しながら質問をさせていただきたいと思います。

建部議員も言われました人口7,000人ぐらいのところで、委託の業務 というふうな形をどのようなものを考えているのかという質問を逆に考える と、その中で、事業の中で手間を省いた分、正職についてどうしようと思う てはるのかなというものを1つ聞きたいと思うんです。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 すみません、またその事業の棚卸しの話になるんですけれども、棚卸しをした後、事業が縮小されます。その中で正規職員の行うもの、また会計年度任用職員と包括外部委託ということで、正職員につきましては、立案でありますとか企画、そしてまた管理をする部門でございまして、そのほかで包括外部委託できる部分というものと、あと会計年度任用職員に分けた形で、3つのことが同時にできると。32年度からをめざしまして、その部分での区分けをしていく考えでございます。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 言われるところはほぼ少しずつわかってきました。そういった中で、やはり外部委託というものが適用されるんじゃないかなと思います。やはり外部委託の場合は、選定評価というものを、安かろう、悪かろうではこれはこの場合はあかんと思う業務なので、そういうようなもので評価というのはどのような形で評価をされるのか、今わかっておればちょっと質問したいと思っております。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 業務を委託する選定でありますとか、評価につきましては、 先ほども申し上げました補正予算の中でも説明をさせていただきましたが、 行財政改革の支援業務、包括業務委託支援の中で業務見直しを行います。そ の後、委託をする業務が決定をいたしましたら、その委託につきましての内 部検討を行いまして、それにつきまして専門家によりその評価を行っていた だきます。具体的には、業者の選定基準でありますとか、仕様書の作成、ま た評価基準の設置などを行い、委託の中身を精査することを予定いたしてお ります。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 そういった場合で、④の方に、ごめんなさい、③で、これからもこれもやられると思うんですが、必要に応じて機密文書、情報提供というふうな形のものは当然役場の方がしていかんとあかんと思うんですけれども、そういう機密の情報についてはどのように考えられているんですかね。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 個人情報、あるいは職務上知り得た情報を外部に漏らさないということは、セキリュティポリシーとの整合性もとりながら、基準をきっちりと定めていく予定でございます。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 要は情報資産管理台帳という形のものをもう既につくられている

はずなんですけど、だからここでやはり提供はどこまでするのやというのは、 基本的には情報機密性とか完全性、格付、何かそんなものがあったと思うの で、そういうふうな部分について、例えばレベル3はあかんでとか、そうい うものは先に決めとかないと、後で決めるんじゃなくて先に決めておかなあ かんと思うので、これはぜがひでも先に決めていただきたい。これは出した らあかんやろうと。これは内部でしっかりとせんとあかんやというふうなと ころについて、十分に検討していただきたいと思っております。いかがでし ょうか。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 今おっしゃられたように検討を加えていきたいと考えております。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ④について、万一漏洩、漏れた場合、責任者というCISOやったかな、そういうようなCISOの情報セキュリティ最高責任者、その上は町長になると思うんですけれども、そういうふうな報告時間についてはどれぐらいを想定されているかです。なぜかというと、いろんな不祥事を起こしたら時間とのたたかいやと思うんです。漏れたら時間でどこまで町長のところに来るのやというところが聞きたいんです。
- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 今ほど言われましたことですけれども、情報セキュリティのインシデント対応手順に基づきまして、情報漏洩の対処の仕方が決まっております。まずは情報が漏洩した場合、情報セキュリティ管理者、これは各所属長でございますが、そこに報告をし、その後統括情報セキュリティ責任者、これは企画監理課長でございます。そこに報告し、企画監理課長、情報セキュリティ責任者が最高情報セキュリティ責任者、これは今副町長になってございますが、不在ですので、その場合は企画監理課長になろうかと思いますが、情報共有し、課長会に報告することになります。そのマニュアルに沿いまして対処をすることになってございますが、何分小さな町でございますので、対応は速やかにできると考えております。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- **○阪東議員** ぜがひでも半日以内に上がってくるようにしていただきたいというふうに思っております。
  - ④番です。ごめんなさい、⑤番です。近隣との業務連携はあるのかという ことは、これはもうないですよね。ないというふうに解釈をさせていただき ます。

続いて、⑥番目の事務委託計画と同時にセキュリティポリシーというのが

先ほども発言がされたのですけれども、それとのやはり相互間を直してもらわんとあかんなと思っておるんですけれども、現在の情報セキュリティポリシーの見直しは必要と考えるかと僕は書いておるんですけど、この前見せてもらったのは平成28年7月5日のもので、普通会社やったらばんばん変えていかなあかんと思うのだけど、今第何版ぐらいになっているでしょうか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 それ以後改定はされておりませんけれども、ご指摘のとおり改定をしていかない部分というのは担当課の方で協議はさせていただいております。そういった状態の中で、セキュリティ委員会というものを内部組織でしておりますので、その中で見直しの方について検討していただいているという状態でございます。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 情報セキュリティのポリシーは僕はようできていると思うんです。 だからそれと、あの中では6文書があったように記憶はしています。その6文書をうまく活用しながら今のこのアウトソースというものもやっていって組み立てをしていけば、必ずいいものができてくるの違うかなというふうに思っています。やはり業者となっていく以上は、出したものはやっぱり今のISO規格からいうたら2万7,000ぐらいのところが実力がなかったら出してはいけないと僕は思うんです。それぐらいの力がないところに対しては、それはもうすぐに漏れます。絶対漏れます。漏れて当たり前というふうな断言をしておきます。それぐらいの力があってそれぐらいのことで我々町の方から監査に行っても対応できるというふうな、まずは監査に対応できなかったら出している値打ちがないというところなので、それは完全に守っていただきたいというふうに思っております。いかがですか。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** 今後包括業務委託の方と連携をとりながらご意見を参考 にさせていただきたいと思います。
- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 よろしくお願いします。最後に6分ぐらいになりましたので、徴収金の滞納状況についてお伺いしたいと思います。

あと3カ月程度で決算議会、9月議会が開催されます。過去よりこの滞納問題は甲良の重要課題と皆さん認識をしておられるところですけれども、税金というのはあくまでも公正賦課というふうなもので私は思っております。 当然、所得が高かったら所得税も高いし、いろんなものも高くなる。それはそれなりに今現在の公平性はあるのかなと思っております。ただ、その結果が、行政サービスという形で今度我々にはね返ってきます。やっぱり前提と しては、そういうようなものが納税者にしっかりと納得してもらわないと、 これにつきましては税金が滞納するばかりかなというふうに思います。

そこで、昨年9月で識見の監査委員、また議会の監査委員の報告の中で、 意見書というものがいろいろ記載をされておりました。毎回意見書は記載さ れているんですけれども、その悪いところは、町がその意見書の行動に対し て、今回は昨年の行動に対してはどうやったかというような形を9月議会で 聞こうと思うているのだけれども、まずもって先に、今やっている今年度の 行動はどうであったのかというものをお聞きしたいと思っております。

毎年3億を超える滞納が計上されています。監査委員の意見書の中で、職員自体が認識をし、収納、徴収を進める内容が記載されております。29年度はどのような行動が実施されたか、徴収関係の課も含めて、お答えは税務課長になっているのか、会計管理者になっているかわかりませんけれども、お答えをよろしくお願いします。

- 〇丸山議長 会計管理者。
- ○西村会計管理者 私の方から各課の取り組みということで、説明をさせていただきます。まずおっしゃるとおり滞納問題は町の重要課題というふうに認識をさせていただいております。ちょっと順番に説明させていただきますが、まず根幹の町税につきましては、湖東分室等の関連もございますが、滞納未納者に対して督促状、催告状の発送、それから預貯金、給与等の調査をして、差し押さえをして回収していくという流れの取り組みは以前からやっているところでございます。

また、上下水道料金につきましては、建設水道課におきましては、毎月督促状を発送し、納付を促しているということで、また悪質な滞納者につきましては面談通知、それから給水停止へと手続をとっていくということを取り組んでおります。

そのほか下水道受益者負担金、分担金につきましては、以前は先に整備を、 枡をつけてから分割払いとかいう形で後になっていましたが、先に前納して から枡を設置していくというように対応を変えているところでございます。

それから、介護保険料所管の保健福祉課につきましては、同じく催告、督促催告、それから介護保険料の場合には給付制限のペナルティーというのもございますので、そういうちらしを同封し、納付を促していると。あとは電話連絡等を行うことによって、滞納の減少に努めているということでございます。

また、住民課の所管する後期高齢者保険料、こちらにつきましては75歳 到達者からということではございますが、被保険者証を交付する際に納付方 法の制度について説明し、口座振替という手続を行うことによって、初期の 滞納者の減少を図っていると。また、滞りがちな方には電話連絡等、また本人に声かけをするということで、対策をとっているということでございます。

それから、児童クラブの利用料は子育て支援センターの方が所管しております。こちらにつきましても、督促状の発送、それからあとは電話での催促等をしているということを聞いております。

それから、住宅使用料、新築資金の人権課につきましては、催告書の発送、 また新築資金につきましては、連帯保証人というものがございますので、そ ちらへ納付の催促の方をしているということを聞いております。

最後に、保育料、給食費の所管の教育委員会につきましては、電話連絡等 を随時行って、納付指導、また面談相談を行っているということでございま す。

以上です。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 結果は9月議会ということでなろうかと思うんですけれども、今の成果が率直に反映できているようになっていってもらいたいなと思います。 やったはええが後は知らんわというふうにならないようによろしくお願いします。
  - ②番の方で、面談と納付督促件数というのはどれぐらいでしょうか。
- 〇丸山議長 会計管理者。
- **〇西村会計管理者** こちらの方もまた順番に説明させていただきます。

税務課につきまして、面談件数が昨年29年度は35件、前年は6件でし た。督促件数は全ての税目の合計になりますが2,550件、前年が2,5 81件でした。建設水道課、上下水道料金につきましては、面談件数が11 件、それから督促は上水道料金が毎月約130件、下水道が毎月約60件と 聞いております。それから、保健福祉課につきましては、納付勧奨で来庁し 面談件数が6件ということで、それについては分納制約を交わしていると。 督促件数につきましては、延べですが約290件と聞いております。それか ら、住民課につきましては、納付相談は毎月初めに未納者に電話連絡、窓口 で滞納者を見かけた際にその場で納付相談を行っているということで、また 督促件数は9件と聞いております。子育て支援センターにつきましては、面 談により分納誓約を1件実施したと。また、納付督促件数は22件と聞いて おります。それから、人権課の住宅使用料の関係ですが、面談件数が10件、 そのうち分納誓約までいったのが3件ということで、住宅使用料の催告書の 発送につきましては、公営住宅の方で60件余り、改良住宅の方で延べです が130件余りと聞いております。そのほか先ほど言いました連帯保証人へ の送付ということで6件と聞いております。それから、住宅新築資金でござ います。催告書の送付ということで38件、面談につきましては18件で、そのうち分納誓約が8件。改修資金ですが、催告書が4件、面談が1件。それから、教育委員会の関係ですが、保育料、幼稚園使用料、給食費ということで、督促状は保育料、幼稚園使用料については大体毎月10件程度、それから給食費については大体20件程度というふうに聞いております。それから、電話連絡については随時ということで、電話連絡は随時行っておりますが、面談相談という形につながった件数については、保育料関係で8件、学校給食費については11件と聞いております。

以上です。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ありがとうございます。まだまだかなり未納、滞納があると思います。しっかりとまた皆さんと相談しながら回収の方に努めていただきたいと思います。
  - ③番目です。これが重要で、意見書の中で新規に発生した未納者が起こらないように、起こさないようにというものを、③のところなんですけど書いていました。新規者というのは、昨年の人から未納者がありますか。
- 〇丸山議長 会計管理者。
- **〇西村会計管理者** すみません、こちらも順番に説明させていただきます。

まず、税務課につきましては、新規の滞納者が169名ということで、前年が176名ということでしたので、人数的には減っていると。建設水道課関係の上水道料金が新規の滞納者が上水道は2名、昨年が10名でした。下水道使用料はおられない。ゼロということになります。それから、保健福祉課の介護保険料、こちらが15名で前年度が18名。それから、住民課の後期高齢者保険料につきましてはございません。それから、子育て支援センターの学童利用料についても新規はございません。住宅使用料、住宅新築資金等もなし。教育委員会につきましては、保育料で5名、前年は3名でした。幼稚園使用料で1名、前年がゼロでした。学校給食費が5名ということで、前年も5名ということでございます。

以上です。

- 〇丸山議長 阪東議員。
- ○阪東議員 一応わかりましたので、あと9月議会の方にもこのような横並びのマトリクスを出してもらえたら、昨年と順番にどう変わっているのかというのがありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうご ざいます。

**〇丸山議長** 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○岡田議員 議長のお許しが出たので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。本町の公金横領事件以降、各市町村においてもさまざまな不祥事問題などが発覚し、どの市町村にも信頼できる行政にはほど遠い現状ですが、信頼回復に向けて、より一層努力していかねばなりません。私たち議員においても、行政の監視をしつつ、適切な行政への提言と町民の皆様に信頼され、頼られる議員になれるように最大限の努力をしていきたいと思います。

それでは、初めに、町内小中学校の事務効率化とリスク管理について、お 聞きしたいと思います。

愛荘町は5月21日、町の秦荘西小学校の男性事務職員が児童や教職員の 給食費688万5,840円を着服していたと発表がありましたが、町内小 中学校の学校給食費の支払いの現状をお答えください。

- 〇丸山議長 教育次長。
- **〇宮川教育次長** 甲良町につきましては全て口座引き落としとなっております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 学校給食の支払いにおいては、現金ではなく銀行引き落としができているということで、少なくともこうした事件には発展しにくい状況だとわかり、少し安心しました。次に、現在学校給食費以外のそれ以外の学校徴収金、例えばPTA会費などの事務手続などはどのように行われていますか。
- 〇丸山議長 教育次長。
- **○宮川教育次長** 中学校につきましては、毎月引き落としになっております。 また、小学校につきましては、学校の徴収金の取扱要領等を定めましての集 金となっております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 中学校においてはほぼ口座引き落としということで、小学校においては現金徴収されているということで、本町をはじめ近隣で起きた横領事件などがまたちょっと心配されますが、現在の問題点はどのように考えておられますか。
- 〇丸山議長 教育次長。
- **〇宮川教育次長** 現在は、現金をやはり小学生の方は子どもが持ってきますので、紛失および盗難のおそれがあると感じております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 現金徴収をしていると、さまざまな問題点が浮かび上がってきます。例えば先ほど言われた現金の紛失の問題、おつり等も含むんですけれども、学校に現金があると、先ほど言われた盗難のおそれもありますし、現金

徴収だと集金日だけでは集め切れないので、全員完納するまで現金を学校で保管しなくてはなりません。それに担任の先生の事務負担もあり、働き方改革が叫ばれている中、学校教師の負担増は減らさなければいけないかと思います。

こうした現状をふまえて、滋賀銀行から滋賀銀Bizダイレクトによる町内小中学校の事務効率化の提案を受けたと聞きましが、提案内容と今後の対応をお聞かせください。

- 〇丸山議長 教育次長。
- ○宮川教育次長 そのBizダイレクトといいますシステムにつきましては、 単純に言いますと現金を扱わないというものになりまして、保護者、学校、 業者の三者間での口座内でのやりとりが可能となります。

今後の予定なんですが、今年度にシステムを導入し、また保護者説明会を 行いまして、来年度の4月以降、4月に実施を予定しております。

- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 ご回答いただきありがとうございます。近隣市町の現状では、豊郷町においては、中学校はフロッピーディスクにて振りかえ、小学校は平成30年度よりフロッピーディスクにて振りかえして、手数料は公費負担だそうです。米原市においては、平成29年度より運用開始で、手数料は公費負担。彦根市は、平成28年度より運用開始中で、手数料は保護者負担だそうです。

学校の先生の事務負担や現金を取り扱うリスクを考えれば、私個人的な意見としては、先ほど4月に導入されるということで、早急に導入の必要性があると感じております。できれば手数料負担については、この制度自体に参加しない保護者も出てきて、結局現金扱いが増えることになる可能性が非常に高いので、できれば公費負担で検討していただくのが妥当だと思われますので、前向きに導入をできるだけ早く検討いただけるように、どうかよろしくお願いいたします。

次に、2番目に、家庭支援についてお聞きしたいと思います。

2013年に子供の貧困対策法が制定され、対策を講じることが行政に義務づけられて5年、来年は対策の方向性を定める大綱の見直しに当たります。 6人に1人の子どもが貧困状況にある2012年のデータから、日本の子どもの貧困状況が明らかにされていますが、これは相対的貧困、平均所得の半分未満になる世帯が占める率をもとに導かれたものです。

しかし、現在子どもを取り巻く貧困には、この相対的貧困、いわゆる経済 的貧しさに限らない側面があります。経済的貧しさが引き金となり、可能性 や希望、生きる意欲を失うという貧困があります。さらに最も深刻なのが人 間関係の貧困です。本来支え合うべき地域、人々との関係が乏しく、孤独状態にある貧困です。経済的貧しさ、生きる意欲を失う貧困、そして人間関係の貧困が重なることで、現在の貧困は子どもたちによりつらく重くのしかかるものとなっています。

こうした貧困の背景には、労働現場における非正規雇用が増大し、低賃金で不安定な就労形態が拡大することで、生活の安定しない家庭が増えたことがあったと思います。安心して働き続ける職場もない社会では、大人たちのゆとりも少なくなり、個々の家庭は不安定な暮らしを強いられ、ひとり親家庭も増加しました。また、経済構造が変化したことで、地域の経済基盤であった中小企業や地元商店は生き延びることが困難になり、支え合う力も低下していったと思います。家庭が崩壊し、その家庭を支えてきた地域も衰退することで、現在の貧困は子どもたちに暗い影を落としていると、沖縄大学名誉教授の加藤教授は話されています。

こうした現状をふまえて、子どもや家庭を取り巻く問題に対して、総合的な支援が必要だと思いますが、野瀬町長が重要な課題として取り組み始めようとしている家庭支援とはどのような施策ですか。

## 〇丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 今岡田議員がおっしゃられましたさまざまな要因に基づく家庭の貧困、あるいはそれが子どもに与える影響とか、先々の日本の先行きを不安視するような話だと思うんですけれど、加えて人口減少が進んでいるという中でどのようにやっていくかという中での家庭支援になってくると思います。

甲良町におきましてもそのような課題を抱えている家庭がありますので、その家庭に対して学校、保育園、あるいは保健福祉課、両センター、さまざまな立場でさまざまな現場での支援をされているんですが、なかなかそれが実を結んできていないというのがここ数十年続いているような実感を持っております。それの原因ということも含めて、今、家庭支援をどうしていくかということで検討を重ねているわけですけれど、まず情報を共有しながら長期的継続的にそれぞれの個々の家庭に対して、それぞれの必要な時期に必要な支援を行って、それを継続的に行っていく必要があるのではないかという大前提があります。それを行うために、町としてどういう機構、システムでやっていくべきかという検討を行っているところです。

そのような支援をつくる体制をつくりまして、もちろん今おっしゃられたように個々の施策についてはお金、経費がかかるものもございますし、地域の努力でできるものもあると思いますが、そのあたりも含めて支援の方法も考えていくと。今人権課では、そこら辺の総括する部門がまずは要るんじゃ

ないかということと、その部門が中心になってそれぞれの機関、あるいは地域との連携、あるいは情報の共有などを含めてどうやっていくかという検討を重ねているところでございます。まだ結論には至ってないんですけれど、長期的継続的に必要に応じた支援をする方策ということについて検討をしているところです。

1点、どういうことを具体的にやりましょうというところはまだできていません。それはそれぞれの支援をしていく中で見えてくる課題もありますので、必要な施策は随時また検討していくということになると思いますけども、総括的にどうやっていこうかというような、今、検討をしているところでございます。

- 〇丸山議長 岡田議員。
- **〇岡田議員** ご回答いただきありがとうございます。家庭支援の全容とまではいかないけれども、少し理解ができました。

次に、現状と課題についてお聞かせくださいということやったんですけれ ども、先ほどの中に現状と課題についても含まれているかなと思いますので、 次の質問に入らせていただきたいと思います。

子どもや家庭を取り巻く問題に対して、家庭支援の質問で冒頭でもお話ししましたが、本町においては、深刻な問題であると認識しています。どのような家庭に支援が必要なのかを、各関係機関で話し合いの場を持ち、甲良町内で家庭支援が必要な件数を調べ、情報交換などをして、各関係機関が共通の意識をしないといけないかと思います。ばらばらに対応していけば、これまでと何ら変わりないので、切れ目のない支援ができるように、支援施策の立案や法令の整備、どのような機関がかかわりを持つかを決めないといけないと思います。

そこで、今後、どのような組織で取り組み、ビジョンを持っているかお聞かせください。

- 〇丸山議長 人権課長。
- ○中川人権課長 総務課が、前年度、それの基礎ということで事務を進めていただきまして、4月からは人権課がそれをまとめていってほしいということで、事務を進めてきております。それに関連してといいますか、今回課の設置条例もその仕事のためということもあって、人権課で包括的家庭支援という条例が出されたわけですが、るる問題があるということで撤回が今回なされました。今後どのように進めていくかについては、その事務のあり方も含めて町長と協議しながら進めていかなければいけないと考えております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 先ほども言っていただいたんですけれども、現在私の認識では人

権課が中心となってこの家庭支援の取り組みを検討していくための会議が行われていると思っていましたが、きのうの全協において、議案第42号において甲良町の課設置条例の一部を改正する条例の議案が撤回されたということで、先ほど人権課長もおっしゃられたように、今後どの課が中心となって進めていくのかが心配なのと、3月議会の指摘事項においても、呉竹、長寺が対象家庭が多いという理由で、人権課が事務局としたなら差別行政につながるもととなり得るのではないかと指摘があったのを見かけましたが、人権課は全ての人権に取り組んでいるので、これが差別行政につながるもととなるという指摘は誤解を招きかねないのではないかなと思います。

甲良町の人口は減るのに課を増やすというのは、行政の合理化を図る機構改革の観点では指摘どおりだと思いますので、教育だけではないので、私の思いとしては、子育て支援という観点でいけば、子育て支援センターにその切れ目のない家庭支援の事業を担ってもらって、職員の再配置と専門のコーディネーターに入ってもらって、家庭支援について考えないと行政だけでは話がまとめられないし、家庭支援事業がとん挫してしまうと、ちょっと考えられます。

子どもや家庭の悩みを総合的にサポートしている自治体の事例として、さいたま市が4月に開設した「あいぱれっと」がすごい好評だそうです。子ども総合センターでワンストップの相談窓口や交流の場、居場所のない若者を支援する全国的にも珍しい子どもケアホームを併設するなど、切れ目のないサポート体制を整えているそうです。市の担当者の話では、従来の相談窓口というのは来やすい雰囲気ではなく、虐待や発達障害などの問題が深刻になってから来る人が多かったと説明されています。開設後は、相談者の数が増えていて、気軽に訪れてもらえるようになり、職員が会話や親子の様子から悩みをくみ取って必要に応じて各機関へ素早くつなげられるようになったと、手応えを語っているそうです。

また、兵庫県の伊丹市では、2014年度から生活保護世帯の子どもを対象に就学支援事業を展開されていまして、15年度からは生活保護世帯を含む生活困窮世帯も対象にされておられます。この2年間で同世帯の子どもの学習意欲向上や家庭環境の改善が図られるなど話題を呼んでいるそうです。事業実施にあたって、市は、教員のOBから就学支援員2人を選任して、就学支援員は学習や進学などの問題を抱えている児童、生徒がいる家庭を訪問、訪問対象者数と訪問回数は14年が多分2人で回っておられると思うんですけど、41人で459回、15年度が63人で765回に及んだそうです。こうした家庭訪問を通じて、1つ目として保護者の子どもの教育に対する関心の度合い、2つ目に将来の生活への不安、3つ目に子どもの学習意欲、4

つ目に不登校、5つ目にひきこもりなどの実態を把握できたそうです。そして、その家庭に寄り添う支援を展開してきたそうです。支援員らは支援事業によって子どもたちが信頼できる大人に1人でも多く出会うことが、子どもの将来にとって非常に大切なことだと思ったと振り返っておられます。

また、京都市では、思春期の子育て冊子がわかりやすく、子どもにも反響を呼んでいるそうです。子育てに悩む親に対して、子どもへのケアに加え、子どもを支える保護者を支えることが大切だと思います。

私が家庭支援事業に望むことは、身近にある子どもの貧困にまず気づき、そこからできることは何かを考え、かかわろうとする気持ちを持って行動することです。子どもに関心を持ち、寄り添うこと、そうすることで、子どもは信頼できる人と出会えたと感じます。行政だけでなく、地域を巻き込んで皆が子どもを大切にする意識を高めることで、地域がまとまっていくことも期待されます。中途半端に家庭支援事業をして、成果がなければ打ち切りするようなことだけは、決してしないでほしいなと思います。信じていた大人に裏切られる子どもの気持ちを考えたら非常に心が痛みます。真剣に家庭支援に対して取り組んでいただき、本町が抱える重要課題に真正面からぶつかっていただきたいと切に願って、この質問を終わります。

次に、野瀬町長が選挙時に掲げている職員力を高める「笑顔で接する町職員」について、就任してから半年過ぎましたが、振り返ってみて現在の状況と課題についてお聞かせください。

## 〇丸山議長 町長。

○野瀬町長 職員のことについてお尋ねをいただきました。明るい職場づくりを総括的にめざしてまいりまして、職員一人一人が住民の視線に立って仕事をするという視点が大事であります。それぞれの職制の中で新任職員の研修であったり、あるいは市町村職員研修センターでのそれぞれの接遇を含む研修にも参加をしておりますが、私といたしましては、笑顔で接する明るい職場づくりを訴えてまいりましたので、その推進をすべく、昨年12月の仕事納め式には、「本当の幸せは誰もが笑顔でいること」という事例を例えまして、来る今年の1月から挨拶運動を積極的にやるということを表明しました。そして、仕事始め式では、職員の挨拶運動と笑顔で接する明るい職場づくりに、職員一人ずつの自らのテーマとして推進できるように、1月4日の仕事始め式からその運動を始めるという宣言をいたしました。同じく1月4日の課長会でも、繰り返して職制においてそのことを徹底いただくように私から各関係課長にお願いいたしました。

それから、4月2日には平成30年度の年度初め式があったので、「まちづくりは人なり。甲良のまちづくりは甲良の行政職員から」ということを申

し上げまして、職務遂行を呼びかけました。

そして、今、評価については、それぞれ明るくなったと言われる方もおられれば、親切な丁寧な住民対応がまだまだやというお話も聞かせていただいておりますので、評価はまだ割れているところでございますので、6月1日の課長会におきましても、職員の挨拶運動を喚起いたしました。この問題は繰り返し繰り返し運動を進められるように、今後も取り組みを強めてまいりたいと思っています。

- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。私が個人的に感じているのは、笑顔で接する町職員という点においては、まだまだそのような職場雰囲気ではないかなと感じています。「人は城、人は石垣、人は堀、情けは見方、仇は敵なり」、この格言は武田信玄と武田勝頼が記したとされる甲陽軍艦にある前半の「人は城、人は石垣、人は堀」は人材の重要性を説いていて、勝敗を決する決め手は堅固な城や高い石垣でもなく、あるいは深い堀でもなく人にあることを訴えている。自治体においても人が重要であると思います。

そこで、町政としてきちんと職員力の向上とは何かを町職員に意識づけしていくためにも、基本方針などの策定が必要であると思いますが、本町としてはそういった基本方針などの策定はできていますか。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 本町では甲良町やる気職員づくり指針というものを人材育成の基本方針に定めております。これは職員一人一人が高い意欲を持って能力開発を図る。そして、町職員と町職員の能力を最大限に発揮させる体系的計画的な能力開発を推進していくことを目的としております。自己改革と対話を重視したやる気のある職員集団になるよう、甲良町職員に求めた指針となっています。

いずれにしても、指針は定めておりますが、それぞれの議員が違う角度から「行動」ということも言われておりますので、それが実践できるように各職場で高めてまいりたいと思います。

- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 ご回答ありがとうございます。基本方針は策定されているということでしたが、平成18年度、随分前かなと思いますので、新たに随分時代も変わっておりますので、新たな指針を野瀬町長のカラーを出していただいて策定していただければと思います。職員もどのような人材になれれば評価されるかななど、目的意識を持って日々の業務に励むことができるので、新たにやっぱり策定することによって、もう一度甲良町の再生につながるので

はないかと思います。

私はインターネットの方で近隣で評価の高そうな市町村ということで、ネットの上位に検索で出てきました例えば京都市や、長浜市、東近江市などのそういった策定の資料を見つけまして、中身を見させてもらったんですけれども、非常にわかりやすく、定義がされていたので、それをもとに新たに策定の方を考えていただければということで、少し提案させていただきます。次に、現在の人事で、職員力・組織力は高まっていると思いますか。

## 〇丸山議長 町長。

○野瀬町長 このことに関しましても、公金の着服事件の第三者委員会の改善策といたしまして、職員が特定の課に長期にわたって滞在することのないような人事異動を提言してもらっております。そして、人事異動によりまして、マンネリ化であったり職員のモチベーションが低下しないよう、そういうことに気をつけて、またお恥ずかしい不祥事も発生しましたが、不祥事発生が今後は一切ないような職場づくりを持っていきたいと思っています。まだまだという評価を今いただいたところでありますが、この件については引き続いての課題だと思っています。組織力・職員力が高まるよう、日常業務、挨拶運動を通じて高まる努力をしてまいりたいと思っています。

そして、この6月補正でお願いしていますとおり、行政運営で議員から指摘されているデータ消失の問題であったり、隠蔽問題など、事務の洗い出し、事実関係を検証する内部検証をする第三者の調査委員会を設置いたしまして、職員個人の人間関係の修復と正常な行政運営を取り戻す努力といいますか、取り組みを始めていきたいと思っています。引き続いて職員力が高まる取り組みを続けてまいりたいと思っています。

## 〇丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 なぜこのような質問をさせていただいているかというと、私はいかにリスクを軽減して起こり得る危機を危険というのを減らすかを重要視していますが、例えばそれだけ慎重に物事を考えていても、想定外のことが起こる可能性も否定はできないと思います。しかし、少なくとも間違いなく回避できるリスクが増えるため、町政のトップである町長が中心となってさまざまな配慮とリスクを考慮して、人事配置を行っていただきたいと思います。きのう全協において職員の不祥事が説明されて、以前にもその職員においては現金の取り扱いに不正がありました。特に現金における扱いで不祥事が起きていた職員については、一定の期間、できるだけ現金にさわらない部署に配置するなり、職員の役職とかにかかわらず公平に処分を科すなり、再教育を行うなどして責任の明確化をしないと、これからも職員の不祥事や事故に対する危険意識というのが高まらないと思います。

それに職員の中からも、これは私が個人的に聞いているので全体かどうかわからないんですけれども、職員の中には不平不満やちょっと疑心暗鬼に思っておられる方も、全てではないんですけれども、声が上がっているのをお聞きしますし、町民の一部の皆様からも、人事に関する疑問や不満等もちょっと聞こえてきております。私自身は人事に介入するつもりはないので、もう一度町長みずからが町職員の現状把握と、町民の皆様の信頼を取り戻すため、このままでよいのかを自問自答していただいて、職員力・組織力を高めていただけたらと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

2020年、小学校でプログラミングが必修化されることになりました。 本格的なAI時代到来を前に、コンピューターを扱う上で必要な考え方を学 ぶのが狙いだそうです。導入に向けて学校現場ではICT、情報通信技術の 整備やどう教科に取り組むかで試行錯誤しているそうです。

そこで、まず初めに、プログラミング教育とはどのようなものかをお答え ください。

- 〇丸山議長 教育次長。
- **○宮川教育次長** まず文科省の言葉を使わせていただきますと、プログラミング教育とは、子どもたちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる力として、プログラミング的思考などを育成するものと言われております。

例えば一例としまして、授業内容と考えいただいたらいいんですが、例えば児童が自分の思いを絵にするためには目標とするものができ上がり、イメージを明確にする必要があると思います。その児童自身が活動の手順、例えば発想から構想、構図、そして下絵、彩色、完成ということなんですが、そういうような手順を導き出して試行錯誤を伴いながら筋道を立てた表現活動ができる力を養っていこうというようなことで、これにつきましては情報教育に関する研究の方から引用させていただきましたが、コンピューターに強くなるのではなくて、コンピューターの考え方を使っていろんな活動に利用していこうというようなことになっております。

- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 ご回答ありがとうございます。私の方も文科省の平成30年の3 月に小学校プログラミング教育の手引きということで少し調べさせてもらいました。プログラミング教育は子どもたちの可能性を広げることにもつながり、プログラミングの能力を開花させ、創造力を発揮して起業する若者や特許を取得する子どももあらわれていて、子どもが秘めている可能性を発掘し、

将来の社会で活躍できるきっかけとなることも期待できると書かれています。 コンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、あら ゆる活動においてコンピューター等を活用することが求められるこれからの 社会を生きていく子どもたちにとっては、将来どのような職業に就くとして も極めて重要なこととなっていて、諸外国においても初等教育の段階からプ ログラミング教育を導入する動きが見られているそうです。

小学校プログラミング教育の狙いと位置づけについては、情報活用能力を構成する資質能力で、知識および技能、身近な生活でコンピューターが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと。思考力、判断力、表現力等、プログラミング的思考といいまして、自分が意図する一連の動きを表現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力。そして、最後に、学びに向かう力、人間性等コンピューターの動きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度が狙いだそうです。

そこで、学校現場では、ICTの整備やどう教育に取り組むかで、試行錯誤している現状ですが、本町での現状と課題をお聞かせください。

- 〇丸山議長 教育次長。
- ○宮川教育次長 甲良町といたしまして、平成28年度には、各小学校にタブレットを導入いたしておりますし、甲良中学校の方にもデスクトップのパソコンを配置しております。そのほかに、電子黒板ですとか電子黒板機能のついたプロジェクター等を整備しております。ただその中での課題といたしまして、学校現場におきましては、機器の移動に時間がかかるですとか、または、ディスプレーが小さいというような声も上がっているのは確かなんですが、まず教育委員会としての課題といたしましては、学校関連全体のことを考えますと、ICT整備の予算確保が今のところ課題となっております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 ご回答いただきありがとうございます。どの学校においても、教科にどう組み込むか、誰がどのように教えるか、先ほど言われました I C T の整備をどうするかといった課題があって、本町においてもこれらの課題をどう克服していくか検討する必要があると思います。

プログラミング教育の実施にあたっては、社会開かれた教育課程の観点から社会と連携、協働しながらさまざまな人的・物的資源を生かして実現していくことが必要で、より効果的なプログラミング教育の実施のためには、既存の指導体制では対応が困難な場合があることから、例えば担当教員の追加

配置や、専門人材の参画を含めた指導体制の充実を、チームとしての学校の あり方などをふまえつつ、検討することが重要であると言われています。

何事も予算が要ることなので、すぐに取り組むことが難しいことが予想されますが、補助金や助成金の活用等は検討されていますか。

- 〇丸山議長 教育次長。
- **○宮川教育次長** 今ちょっと整備したところですので、また更新時期ですとか そのあたりにつきましては、またネットワークを駆使して活用できるような ものがあれば活用したいと考えております。
- 〇丸山議長 岡田議員。
- ○岡田議員 一例ですけれども、早期に取り組んでおられるところもありまして、平成27年度のクラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習教育モデルに関する実証実地報告書を、NTTコミュニケーションズ株式会社の資料の中で、総務省の実証事業になるんですけれども、平成26年度の実証における検証協力校が32校選定されていて、その中で滋賀が3校も選ばれています。草津市立志津小学校、草津市立草津小学校、草津市立老上中学校が選定されているみたいです。プログラミング教育の実施とは少し内容が違いますが、こうした取り組みに選ばれるのは、総務省の管轄に対して教育委員会などが連携して推進や提案を行い、採択されていると私は思っているんですけれども、本町においても、これらの学校関係者や教育委員会などを通じて、アドバイスをもらってよいのではないかと思います。

それから、平成29年3月9日に設立された未来の学びコンソーシアムの活用を提案します。これは文科省、総務省、経産省などと学校関係者、産業界等が連携して多様化する教育現場のニーズに応じたデジタル教材の開発や外部講師派遣など学校における指導の際のサポート体制を、地域や家庭とも連携しつつ構築することを目的として設立されたそうです。

それから、公益財団法人パナソニック教育財団の学校の教育に対する研究助成金事業がありますので、これらを活用されてみてはいかがでしょうか。平成30年度の助成先は77件ありまして、滋賀県では立命館の守山中学校、高等学校が助成金を採択されました。国が新しい要項を発表するときは、必ずそういった実証事業や補助金の予算をつけて、取り組みの拡大を図るので、それにいち早く気づき、国に直接アドバイスを求めたり、どういった補助金があるのかを確認することも今の町政には必要かと思われます。

特に本町の小中学校の教育については、学力の低下などが著しく顕著であり、学校の先生方も一生懸命子どもたちのために勉強だけでなくさまざまな子どもたちを取り巻く問題に真摯に取り組んでおられますが、先ほど質問した家庭支援の問題とも併せていかに教育や家庭支援に予算をつけていけるか

が、本町の明るい未来を構築できるのではないかと信じています。

そのためにも、教育委員会の職員の皆様には、未来ある子どもたちのために、もっと積極的に補助金や助成金等の情報を収集して、本町の予算以外に教育に対する予算をつけられるように一層努力していただいて、滋賀県で1人教育コンシェルジュの方がおられるんですけれども、その教育コンシェルジュの活用も含めて、地方創生の交付金で教育の方で活用できるアドバイスを受けるとか、学校と連携して取り組んでいただければ幸いです。

いろいろと提案をさせていただきましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

**〇丸山議長** 岡田議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時45分 再開)

〇丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 西川議員の一般質問を許します。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

公金着服の関係で①番から④番という形で書いていますが、①番、②番は 簡単で結構ですのでご説明願います。

- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 ①番につきましては、きのう全協で報告したとおりであります。まだ入金はございませんが、元職員と今後相談の方を行う予定でございます。
  - ②番につきましては、相談内容によって異なってくるとは思うんですが、 例えば分納等になった場合に、不履行になったときに未納が発生するかと思 います。これにつきましても、未納が発生しないように十分検討した上で、 本人、元職員と話し合いをする必要があると考えております。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 慎重にやっていただきたいと思います。

次に、③番目の約7,000万の調査はというところなんですが、まず2,000件のデータを消したということで、いろいろと問題があって委員会を開いて、それから6,000件のデータが残っていたことがわかったため、総務委員会では、すぐに復元できるというような回答があったと思うんですが、5月の全協では、調査が行き詰っているという話がありました。

私はちょっとその辺でいろいろと考えるんですけど、本当は当時の税務課

員が全力を挙げて調査していたのが2,000件であって、大変重要なところまでまとまっていたんじゃないのかなと。それが消えたということで一からまたがっくりとしてやらないかんというような中で時間がかかっているのか、改めて違う人がやり出したから時間がかかっているのか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 私の方が先日ちょっと作業が行き詰っていると言った件なんですが、認定をしていただた約4,100万につきまして、4,100万のうち、年度、税目がわかっていないものを精査している中で、どこに充当していいかがわからなくなったということだったんですが、その後、県の方や顧問弁護士の方と相談した結果、もともと分納で入金のあるやつについては、職員がその当時の滞納の税金に充てていくというのが基本です。それをもとに、もう一度今新たに作業をしているところでございます。

今の質問の中で7,000万の調査のことなんですが、2,000万は後から総務課の方から説明してもらうといたしまして、その4,100万につきまして、税目不明、年度不明、またおよび税目も年度もわかっているやつも含めて、今、作業をしている状況でございます。残りの約3,000万につきましては、その4,100万の作業が終了後に、また検討していってどうしていくかというのを決めていきたいと考えております。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 それぞれ進んでいるという理解です。それならその時点で前回の 全協だったと思うんですが、県の指導を、相談するとかどうのこうのと、指 導を仰がれたんですか。
- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 その後県の方にも行ってきました。岡田議員の方からもいろんなご意見をいただいたんですが、やはりシステム等が県と全然違うということで、システムに入ってまでどうするかというのは県の方もわからないと。ただ今言ったように、改ざんされているデータ、またその分納の分についてどういうふうに充当していくかについて、アドバイスをいただきました。ただこれから作業を進めている中で、いろんな問題点が出てくると思うんですが、その都度問題点がありましたら書き上げて、県の方に相談してくださいということだったので、今後も県の方と相談しながら作業の方は進めていきたいと考えております。
- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** ちょっとこれは余談なんですが、この4月から県の健康福祉部長 になられた方、以前が総務におられたというようなことで、ちょっと話す機

会があったんですが、こんなことで甲良町は困っているのだといって相談に あがるはずですよという話で、「それはもう大いに言うてきなさい。幾らで も協力しますよ」ということをおっしゃっていましたので、逐一相談された らいいんじゃないかなと思います。

次に、その問題についての中で、公金着服の小島の方は話がそれで済むかと思うんですが、税金の滞納請求の時効は5年ですよね。それで、この事案は平成24年に一部あったかなというところですね。それから、今大きく平成25年から始まっているわけですけど、今年から納税者側の時効の時期が始まってくるんじゃないかなと。納税者側の時効が始まってくるんですが、この辺が横領金の中で未収金に含まれている場合、この場合はどういう処理をされるのか。あくまで不納欠損にしちゃうのか、そこらが中断できるのかどうか、その辺のところをお願いします。

- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 これも前から言っているんですが、27年度以前の税金については徴収事務が今はまだできてない状況であります。確かに、今、議員が言われるように時効が成立する部分もあります。それについては不納欠損するしかないかなと思っているんですが、それについては今年度につきましても、また9月決算のときに上がってくる事案になってくるかなと思っております。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 9月決算のときにその辺が含めずに、いろんなこの着服の分はこれだという形でわかるように説明をできるようにしてほしいと思います。
- 〇丸山議長 税務課長。
- **○福原税務課長** できるかどうかというのはちょっとやってみて、なるべくそ のような方向で作業の方を進めていきたいと思います。
- **〇丸山議長** 頑張ってください。西川議員。
- ○西川議員 次に、滞納の対策についてですが、ごめんなさい、④番のところです。これは町長にお尋ねしたいと思うんですが、就任されて7カ月たっていると思うんですが、行政の中身もほぼ掌握されたと思います。それで、その中でも横領事件をはじめ不祥事の事案がまだ解決されずに放置しているところが何件かありますよね。その辺が今度、今議会でも上がっていますが、分限懲戒審査会なり第三者委員会なりとかいうところへ委ねるというのではなく、町長みずからが中心となって、何が問題で何が原因なのかというのを早く突き詰めて、それを分限審査会、懲戒審査会にかけるというようなことで事実を明らかにした上で、依頼するというような形に持っていかないと私はだめだと思うんですが、この隠蔽体質、先ほど岡田議員も言っていました

けど、隠蔽体質や不正、この辺のところ行政不信を払拭していかねばいかん というふうに私は思いますが、町長の見解を改めて伺いたいと思います。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 各議員、もちろん今西川議員がご指摘いただいておりますので、この信頼回復が私の最大の任務だと。新しい行政課題の課題解決も要りますけれども、今課せられている正常に戻す信頼を回復するというのが私の任務だと思っております。したがって、1つずつ疑惑、疑念、疑問があるやつについてはこうやったのやということが明らかにしていきたいなというふうに思っております。そして、たびたび西川議員からもおっしゃる過去の処分が適正であったかというのは、二次的にその業務の洗い出しの中ではっきり見えてくる問題であると思っておりますので、それはまた専門の審査委員会にお諮りするという段取りになると思っています。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 その辺を一生懸命やっていただきたいと思うんですが、甲良町の行政刷新をできるのは、就任された新しい町長でしかできない。あなたでしかできないと私は思っていますので、どうしてもやってもらわないといかんというふうに思います。町民は行政の正常化を望んで野瀬町長を選んだわけですから、どうしてもそれを早急に取り組んでいただいてやってほしいと思うんです。

早急にという言葉をつけ加えてお聞きしますが、約束できますか。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 やれるところはなるべくスピードアップをして、取り組んでまいりたいというように思います。
- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** ひとつよろしくお願いしておきます。中でどんな問題があったのか、忘れているやつがあるとか何かいうことがあれば、私が知っている範囲はまたお知らせもしたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

次に、滞納対策というところで、最初の方は税務課長に聞きたいんですが、 滞納の強化策ですけど、今県内6町の滞納状況というのがどのようになって いるかというのが調べられているかどうか。例えば6町がなければ犬上3町 でも結構ですけど、どのような状況に置かれているかということを、集まり があった都度ぐらい、そのときには話をされていると思うんですけど、そう いうことはいかがでございますか。ありますか。

- **〇丸山議長** 税務課長。
- ○福原税務課長 6町、分室の関係なんですが、6町の滞納状況の報告というのはありません。甲良町においての滞納状況なりとか先ほども会計室長がお

っしゃってくれた催告何件だとかという報告はあるんですが、6町、もちろん3町の報告も私の方では聞いておりません。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 この件、甲良町としてはこういうことで自主財源がないわけですから、その辺をやっぱり恥を忍んででも、県内6町の会議だとか犬上3町の中で、私は前も言ったと思うんですが、どのような対策をとっておられるか、私の知っている限りで言えば、税金回収に行くのに徴収に行くのにさらしを巻いて、命を捨てて行くのやというような気持ちでやっておられる町もあるというふうに聞いていますけど、その辺は一度6町なり犬上3町の会議で、滞納状況がどうであるかということを聞くと同時に、こっちの方から恥を忍んで提案してでも教えてもらうというようなことをやってみたらいかがなんですか。
- 〇丸山議長 税務課長。
- **○福原税務課長** 寄る機会というのがありますので、そのときに聞いていきたいと思います。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 私の知り得るところでは、甲良町の場合がちょっと突出している と思いますので、その辺を一度調べていただきたいと思います。また、報告 してください。

それから、次に、3月議会で尋ねた件なんですが、町民の中には滞納者がおられると、先ほど会計管理者が言われていたと思います。新たにまた出ておられるという中ですが、私が3月議会で質問した中で、公人や職員の中ではどうかと、議員の中ではどうかということを聞いたんですが、私は個人を特定して聞いているわけでも何でもありませんので、そんなことは一言も言っていませんので、いるかいないかだけを教えてください。ほかのことは要りません。

- 〇丸山議長 会計管理者。
- ○西村会計管理者 今回の回答につきましても、3月議会のときに回答させていただいたとおり、個人を特定するおそれがあるということで、差し控えさせていただきます。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 あなたが答えると私は特定できるんですか。私はその辺が不思議でしゃあないんですけど、個人を特定しているわけじゃない。そういうことがあるかないかということですから、皆さん、町民の中には現実におられるわけでしょう。そういうところもおられて、そういう人は追及するは、こういう中で税金で給料をもらっている人がそういうことがあっていいかどうか

というようなことも聞いているわけですけど、私は特定した個人を言えと言っているわけじゃないんですから、その辺がお答えできないということなんですが、町長いかがですか。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 会計管理者が申したとおりでございます。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 あるなしも言えないというところは、私の理解でいくとあるというふうに理解したいと思います。

次に、湖国バスについてお聞きします。

湖国バスは前回も3月議会の質問でちょっと早口で質問したと思うんですが、現実、ほとんど利用実態のない現状ですよね。その辺をそこに900万円近い金を補助金として投入していると思うんですが、この辺を投入する理由というのをちょっとお聞かせください。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、路線バスにつきましては、人口減少で中山間地域の暮らしを守るために、また、環境としての環境負荷を低減するための公共交通機関としての基幹的な役割を担っているということで、平均実施でました。そういった状態の中、議員のおっしゃるとおり平成29年度は876万3,561円を近江バスの方に、湖国バスの方に補助をしているところでございます。このバスにつきましては、本町の就業者、通学者の半数以上が町外以外に通学をしたり通勤をしたりというような形でしている実態もざいますので、鉄道のアクセス手段としてフィーダー路線という形で位置がけをされております。そういった状態の中、バスがなくなりますと、その交通手段とかそういった状態の中、バスがなくなりますのたちの交通手段とかそういったものも奪ってしまうということになります。で、今後は他の代替の愛のりタクシーの充実も含めて、湖東圏域で交通活性化協議会というもので路線網を引いておりますので、そちらの方で検討をしてまいりたいと思っております。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 ほかのところが回答されていたと思うんですが、現状で利用しているのは養護学校ですよね。朝と晩、昼から、登校下校のときに乗っておられるのが一番多いわけです。その辺でそれを廃止したらどうなるのかなと思うんですが、不都合は、私は養護学校が一番だと思うんですが、それ以外の不都合さというのは今あなたが言ったところだけなのか。養護学校に対してはどのようなことを考えるかをお聞かせください。
- 〇丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません、大変申しわけないんですけれども、実態調査というのを圏域でやりました。その中で先ほど乗車密度というお話を、1.36人ということでお話をさせてもらったんですけど、全てがこの養護学校の生徒さんとかいうような形の調査ではないものですので、実態的に養護学校さんが全部使っておられるというような形では、こちらの方ではまだ把握はできてない状態でございます。ただし、廃止をしますと、自動車が乗れない方の交通手段、そのあたりと、また、観光振興、商業というような工業機能をはじめとする都市機能が影響されると思いますので、甲良町自体の地価、そういったものにも影響が出てくると思われます。

また、現在、近江鉄道さんが、非常に単独運営が難しいというお話になりまして、もし近江鉄道さんの方が廃止をなされますと、公共交通機関空白のまちというような状態のまちになってしまいますので、影響が懸念されるところでございます。

以上でございます。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 近江鉄道が廃止すると、公共交通機関がなくなるという問題があるかとは思いますが、じゃ、それで次のほかの交通手段は検討できないかというところです。私は、今あなたが言った一. 三何人かな、言われた中で、朝晩乗り降りするのを、私はもうすぐ横ですから見ているんですが、結構な人数いるわけですよね。最低でも20人はいます。それが往復であります。学校の先生なんかもおられますので、結構な人だと思うんですが、その辺をどういう対策をするかというのは、それ以外養護学校にはバスが何台も入っていますし、そのうちまた1台追加が要るかもわかりませんけど、それは県の方へ依頼したらいいのかなというふうにも1つ思います。

それで、あとの交通手段の件ということで、先ほど愛のりタクシーということも言われたと思います。愛のりタクシーで河瀬駅まで行くとしたら、運賃は幾らいるんですか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、エリア内ですので450円になると思います。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 ちょっと多賀町のことを例に出しますと、前回も言ったんですが、 多賀町も萱原路線と大君ガ畑路線は廃止という形で議会は可決しています。 ただ湖東定住圏の関係があって今即座にはできないということなんですが、 対策として、今現在残っているのは萱原に対する地元説明会がなされてない というところがありますけど、考えらえている手段は、通学バスを1台購入

すると。萱原では40人ぐらいの生徒がいるようですから、47人乗りのバスを購入しようかと。その金額が1,600万だと。そのうちの600万ぐらいは県が補助するということで、いろいろお考えになっていて、高校生と一般は愛のりタクシーを利用するのだというような方向で考えておられますので、そういうところでほかの交通手段という形で甲良町も一度検討はできないのかなというふうに思います。

それで、この答えと同時に、次の意向調査というところへ併せて質問しますけど、一遍住民アンケートというのをやっぱりとる必要があると思います。この間も私も金屋の中で老人会の集まりがあって、しゃべっていたんですが、もう絶対バスは要らんよなという話が、そんな900万も金をつぎ込んでいるのか、それはもったいないなという話が出ています。区長会だとかそういうところでいろいろ議論はせないかんと思いますけど、いきなり廃止というのは難しいかと思いますけど、全町の住民アンケート調査というのを一度やってみて、交通手段を新たな方向を考えるということはできませんか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 おっしゃっていただいているアンケートにつきましては、 今現在、甲良町の方が把握しているのは27年度当時に、全員ではありませんけどとらせていただいたアンケートでございます。そういった中で、そのアンケートをもとに今年度は交通網計画というものを圏域で立てさせていただくという予定になっております。そのアンケートの中で、計画を立てますので、そちらの方で皆さんにパブリックコメントという形で甲良町の方も実施をさせていただく、この夏に予定をしております。圏域の中でそういったアンケート、パブリックコメントした後に、必要に応じて協議会の方で検討して、必要ならば実施をしていきたいと思います。
- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** その辺はひとつよろしく検討していただきたいと思います。やるなら全住民のアンケートをお願いしておきたいと思います。

次に、人口減少対策についてお聞きしたいと思います。

甲良町の場合想像以上に人口が減っていると。どこかで歯どめをかけるのだということで対策がいろいろとなされているわけですけど、近隣の町では、やっぱり①番に書いていますが県立大学だとか、滋賀大学だとかいうところに協力を求めて共同でいろんなことを考えておられてやっておられるというようなことがあります。甲良町も県内の大学、立命、龍谷まで含めた大学と話をして、空き家の活用やとか観光事業、農業の問題、農業者が抱える課題、そういうところもできないかというような、それから南部工業団地の利用計画について、前から問題になっています、いろいろと話が出ます西明寺さん

も含めた中で考えていった方が私はいいかと思うんですが、いかがでございますか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 すみません、外部の大学の力、そういったものの協力を求めて、観光産業とか工業団地とかそのあたりのお話についても、今いただいたところでございますけれども、今現在、各大学には行政、企業、そして地元の住民が連携してさまざまな取り組むを行うための大学の中で機関がつくられております。そういった中で、滋賀大学につきましては、社会連携センター、県立大学については地域共生センターというのと、地域産学連携センターという名称で、そういった中で協力をいただく部門が設立されている状態でございます。

空き家の活用でお話をさせていただきますと、そういった方と連携をさせていただくために、空き家バンクをそういった方に入っていただいて、現在も進めさせていただいている状態でございますので、今後、その他の業務につきましても、可能な限り外部の力、外部の目を活用して事業振興に努めてまいりたいと思います。

また、西明寺さんのお話につきましては、逐次連携をとっていきたいとい うように思います。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 今、空き家バンクの関係で大学はどこの大学ですか。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 滋賀大学と滋賀県立大学、2つ入っていただいています。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 ぜひ進めていっていただいて、ほかの部門へも発展させていただきたいと思います。私が思うに、西山の利用に関しましては、甲良町の弱点として宿泊施設がないわけです。私はちょっと大きな話になるかわかりませんけど、ホテルと連携するとか、これは高速やとかいろんなことを考えていかないかんと思います。湖東三山だとかいろんなこともあるかもわかりませんけど、そういう湖東をつないでアミューズメントもつくっていくとか、その辺のことを考えたらどうかなとか。あるいは最近は恐竜まで出てくる、甲良町に恐竜はいないのでなかなか難しいですけど、歴史の時代で江戸時代までぐらいをさかのぼっていくような、いろんな安普請でつくって人を引っ張ってくるとか、あるいはロケーション村をつくるとか、映画の撮影だとか、そういうところで、私は映画のロケーションをやるときには、無電柱化をやっとかなあかんと思いますけど、やはり呼び込むためには何か特徴がなかったらあかんと思う。やっぱりそういうことを考えられるやろうと。スポーツ

施設だとか、自然公園、春夏秋冬に合わせた花を咲かせるとかいろんなこと ができるかと。

それと、昔から思っていることは、マツタケ山にすることやと。この間から言っているだけで15年から20年でマツタケは松を植林すれば出るんです。その辺を私も昔勉強させていただきましたので、その辺のことはわかっていますけど、赤松を植えないといかんですけど、できた時分にはとられてしまう問題があるかもわかりませんけど、そういうことが考えられんかとか。

首都機能の移転の中で何か1つ甲良町に持ってきてもらうということも1つだと思うし、ソーラーを設置してソーラーの下に原木シイタケを栽培すると。高さを上げておけばいいわけでしょうから、雪が降っても落としたら何とか発電はまた可能になるだろうし、ちょっと除雪作業はかかりますけど、そういうこととか。ある意味琵琶湖が見えるんですから、展望タワーを建てて、とにかくそういうものを建てれば人は寄ってくると思います。

私はホテルが一番いいと思うんですね。野菜も使ってもらえるし、人も雇ってもらえる。掃除婦も要るしというようなこととか、そういう意味合いで一番いいのはそれだと思うんですけど、講演の中でこの間も聞きました。3人の先生が来られて、聞いていましたけど、やっぱり東京から人を呼んで3人も呼んで1回やるのに何ぼかかるねんと。そして、みんながどれだけ聞いているのだという問題。町長は70人とおっしゃいましたけど、私も数えていましたので六十何人だったと思うのであれなんですけど、やっぱり先祖返りをやるようなことでは絶対だめだと思っていますので、前へ進めるということをひとつやっていただきたいと思います。

それと、次に②番目の建設業の活性化。商工業の発展ということを考えないかんわけですけど、何かつくってやらないかんわけですね。つくるためにどうしたらいいのか、てっとり早くお金がかかりそうなことといえば、池寺下之郷安食線ですか、そこの道路を用地買収せずに、擁壁を立てて道路を広げていって県道昇格をめざすのだと、意気込みを示せば県道昇格もできるんじゃないかと。県からも予算をつけてくれるかもわからんし、一気にやらずともいいんですよね。やっぱり目標を持たせなあかんと思うんですけど、こういうことを考えることはできませんか。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 町道池寺下之郷線につきましては、国道307号から国道8号を結ぶ直線で結びます主要な幹線町道という認識はしております。その中で、甲良町におきましても、滋賀県における道路整備の基本方針、10年間ぐらいの構想を持とうということで、これは滋賀県道路アクションプログラムという中ではございますが、その中に池寺下之郷線を位置づけしてお

ります。それにつきましては、今後、先が豊郷町ですので、そのあたりとも 事業連携を図り、道路拡幅、また歩道整備については今後事業化の方向で検 討をしていきたいと思っております。

- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** 今後検討していきたいというのは、それは県事業でということで すか、町事業ということですか。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- 〇中村建設水道課長 町事業でございます。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 次に、これは先ほど町長もお答えになってましたけど、農振の用地における土地利用の緩和を強く県、国に要望するということですけど、これは先ほど国の方へ働きかけているということをおっしゃったと思うんですが、間違いじゃないですか。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** もう一度お願いできますか。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 田んぼのいわゆる青地を白地化するということをやって、やはり工業用地化するとか住宅地化するとかいうことについて、甲良町の場合も人を集めてくるためには、人に住んでもらうためにも、建てる土地がないとかいろんな問題があるわけですよね。それで、工業化も工業誘致するというたって、西山のところはなかなか来てくれないのだし、目先のところでやれば、地価も上がるし来てくれやすいんじゃないかなということで、聞いています。
- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 担当課の方で平成29年度に住宅創出の可能性事業という事業を、町内7カ所8エリアで検討の成果物が上がっております。一番いいのは役場周辺、それから尼子駅周辺ということで、特には尼子駅周辺で町が宅地造成をした場合と、民間開発に委ねた場合ということで、町がやる場合にはかなり持ち出しがあるという結論が出ましたので、民間に委ねたときには、大規模用地ではなく15区画ぐらいから徐々に増やしていこうというふうな計画検討がなされました。

したがいまして、今、町では、そのもととなる国土利用計画、それから都市計画マスタープラン、まずはそこに宅地化可能になるような計画変更をせないきませんので、今策定中でありますので、県に働きかけるよりまず先に町のプランの中にそういうことを載せていかないと、そうしないと宅地ができないということでありますので、今計画に反映させていきたいと思っています。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 国に働きかけて、今治市じゃないですけど、ごまかしてでもというわけにはいきませんので、一生懸命対応していただきたいというふうに思います。

それから、次に、人口減少で、人が来てもらうための私の持論ですが、教育を高めることだということを思っていて、教育長に何回もそんな話はさせてもらっていたんですけど、やはりトップクラスとかいったこと自身がご批判を被るかもわかりませんけど、教職員の総入れかえぐらいをやる意欲を示さないと、何人かの先生をちょろちょろかえているだけでは、なかなか甲良町の子どもたちがいい学校へ進学できないというようなことでは、いつも同じようなところばっかり行ってたら、誰も住みに来てくれません。ああ甲良町の学校の生徒は皆いいところへ行きだしたな、それなら一遍あっちの学校へ行こうかというふうなことを考えてくれるように、もらえるような体制をとらないかんと思うんです。学力アップというのはそういう意味で書いているんですが、教育長の見解をお聞きします。

- 〇丸山議長 教育長。
- ○橋本教育長 本町の子どもの学ぶ力、あるいは学力を向上させるために、まず一番重要視していますことは、今おっしゃっていただきました、教職員の指導力、授業の力量を高めるということを大事にしています。今までからアドバイザー事業として京都の佛教大学の原先生を中心に、大学から各教科の先生を招き、教職員の具体的な指導を受け、指導力量を高め、その結果として、一人一人の子どもたちがわかった、できたという実感の持てる授業の創造に努めているところです。今年度からは、アドバイザー事業を小学校の教員にも広げていきたいと考えています。

2点目には、一人一人の課題に寄り添う教育的な支援、支援員の充実ということで、今まで臨時講師、あるいは特別教育の支援員、あるいはサポーターなどを、教員を配置して、学級担任の指導に併せて側面から子どもの支援をしたり少人数グループに分けた指導を行うなど、教育的な支援を充実させ、学力の向上につなげているところです。

3点目は、子どもみずからが学ぶ意欲の向上を図るということで、保育園から小中学校にかけて、子ども同士がお互いに支え合い、励まし合う仲間集団づくり、あるいは子どもたち同士のつながりを大切にし、学習、規律、あるいはお家へ帰ってからの家庭での学習習慣をしっかりと定着させ、みずからが友達とともに学ぶ、学習意欲を向上させているところです。

最後の4点目は、やはり何といいましても、保護者や地域の皆様の連携、 協力です。学校や園で子どもの努力、成長を常に家庭や地域に発信し、学校 と家庭、地域とが協働の学力向上、子育て支援の充実を一層図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 今いろいろとおっしゃいましたけど、1つ、教職員の人に言っていただきたいんですが、子どもを教育していく上で今困っていることというのがあると思うんですよ。子どもの親がじゃましに来るとか、いろんな問題があるかと思います。やはりそういうことを全てあげてきてもらって、どういう対策をしたらいいかというのを教育委員会でやっていかないと、どこの学校でも皆が隠して、自殺でも隠していたとか皆がおわびしていますけど、やはり表に出してきてもらってやらないと、私は子どもたちもよくならないと思いますので。そこを私は思うもので、教師を入れかえろというのが提案なんです。そこら辺をまた改めて、学校の方へ指導していただきたいと思いますが、いかがですか。
- 〇丸山議長 教育長。
- ○橋本教育長 今週も金曜日に校園長会を開きます。毎月初めに校園長会、そして、中ごろに教頭会、副園長会をします。そこで、教育委員会側から指導すること、あるいは連絡すること、相談すること、そして後半部分では、学校園で今困っていること、子どものこと、職員のこと、保護者のことという時間を十分にとって、町内の校園長、あるいは教頭、副園長がしっかり共通理解をして、幼稚園のことやでほっとくのではなしに、中学校のことやでなしに、中学校でこうなるのは保育園や小学校でこういうことができてなかったのと違うかというふうな全体の理解を図りながら進めているところです。隠蔽とかそういうようなのはしないで、とりあえず教育委員会に報告する、みんなで知り合うという姿勢は大事にしていきたいと思います。
- 〇丸山議長 西川議員。
- 〇西川議員 よろしくお願いしておきます。

最後に、防災についてお聞きします。

河瀬駅でおまわりさんがおまわりさんを撃つというような事件が発生したんですが、そのときの即時放送が必要だったのじゃないかということを総務課長と話したことがあるんですが、何か手続を変えられるということでしたので、その見直した内容をお聞かせください。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 議員からお話ししたということで、マニュアルが当時できてなかったという話をさせてもらいました。経過を一応調べました。ちぐはぐな動きでしたので、まず4月11日の23時30分に宿直に電話があって、31分に宿直から防災担当者に電話があった。そこから彦根署としゃべりま

した。そしたら、町民に周知してほしいということでしたので、防災メールを送りますということで、いったん終わりました。次に、23時59分に今度は県警の方から電話があって、防災担当に電話してほしいということで、防災担当が電話をしたら、尼子駅の防犯カメラが見たいというような指示だったと。その担当者が総務課の職員に、尼子駅のカメラを見るには誰に電話をしたらいいのかというようなことやったということで、そこから私に電話がかかってきて、一応防災担当の課長補佐と産業課が管理をしているので、そこに連絡して協力するようにというような返事をしました。

その間に担当者が役場に来たのが夜中の12時5分です。そこから、産業課長に確認して、県警から電話があったことを産業課長に連絡して、それがダミーだったということで、県警の方には報告して、見られませんと。12時半に防災の一斉メールをしました。その後、1時まで役場で待機して、もう問い合わせなり連絡がなかったので、防災担当者は帰ったということです。

また別の角度で調べると、22時に彦根署の方から甲良中学校の方に連絡があったみたいで、そういうことがあったということで、学校は学校のルートで校長先生、教育長なり集まって、協議をして、ちょっと様子を見て6時半の時点で何もなかったら何かがあったら休校にしようみたいなことを決められて、ということでした。それで、結局6時半に教育長が放送したというようなそういう動きがありました。

どこが問題かということで、情報が一元化されてなかったという事実がわかりましたので、見直しとしては、とりあえず役場のどの機関に入っても、いったん防災担当者に連絡すると。防災担当者が防災の課長補佐、子どもの関係で学校の教育委員会に連絡するということで、そこから教育長。内容が確認できた段階で一遍寄ってもらって、どう対応するかというのを決めて対応していこうかというようなことで、そういうマニュアルをこういうふうにつくりまして、早速6月1日の課長会で周知をさせてもらったところであります。

- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** それで、防災放送は流すんですか。どの時点で流すんですか。
- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 防災放送を流すのは基本的には防災関係なので流すのが当然だと思うんですけど、まず状況の確認を町長、教育長にして、その時点で夜中ですけど、例えば夜中の1時になりますが流すかとか、次にしようかとか、そういうまず協議をしてもらわないと、単独で担当者がというのはどうかということで、まずいったん協議してもらうための場を持つべきかというようなマニュアルにはしております。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 要はピストルを持って逃げとるんですよ。そんな夜中の1時や2時に放送したってだめなんですよ。やはり私が聞いている愛荘やとか豊郷は、かかってきた電話を即町長に聞いて、どうしましょうか、ほな放送を流せという形で流れているんです。やっぱりそのルールは絶対つくらなあかんと私は思いますよ。こんな一々皆が集まってきて協議してて、何人もあと撃ち殺されていたらどうするんですか。そういうところをやっぱりもう少し真剣に考えていただきたいというふうに思います。
- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 今言われたとおりですが、危機管理については、当然このことは想定できてないことで、警察官が警察官を撃つというのは想定できてないことでもありましたので、内容にもよりますし、当然今のようなピストルとか凶悪犯がというのはホットラインじゃないんですけど、直接町長にという場合もありますが、一般的な防犯の連絡網はこういうふうにということで、整理はさせてもらっています。
- 〇丸山議長 西川議員。
- **〇西川議員** 一般的と緊急とは違うと思いますので、また別な方向でつくって いただきたいと思います。

次に、防災無線で定時放送をされているわけですけど、その中で担当がかわっているように、女の人から男の人にかわったように思うのですけど、私がいつも思っているのが、議会の行事日程は放送すると違反になるのかどうかということをお聞きしたいんです。

- 〇丸山議長 総務課長。
- ○中川総務課長 行政情報ですので、全然違反になりません。ただ役場の内部の仕組みとしましては、担当課の方から放送依頼をもらうようにしています。例えば議会の場合でしたら、議会の事務局の方から日程を定時で流させてくださいという書類さえ出たら何の問題もなく対応できます。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 事務局長、よろしくお願いします。

次に、スマートフォンの関係はきのうの書類に入っていたからあれで、あとは手続の方を個人的に教えていただきたいと思います。ひとつよろしく。 次に、犬上川左岸堤防の復旧工事に関してですが、建設課長の方へは随時話をさせていただいているんですが、ちょっと心配事がありまして、犬上川のテトラポットが去年の秋の台風でようけ引きちぎられていろんなところへ転げているんですけど、一番遠くまで行っているのがオリエンタルの横まで

ぐらいにあると思います。それが今度これもまた大雨が降るかもわからない

とかいっていますけど、大きな水が出たら浮力が働くんですよね。浮力が働いてずっと下がっていって、犬上川を行けば福樹橋とかは橋脚が大きいからあれなんですが、一番心配なのが新幹線はかすっただけでもとめますから、そこら辺の問題とか、近江鉄道の橋脚に3メートルか4メートル上のところでゴーンとブロックが当たっていけば一発で壊れてしまうと思うんですよね。そういう心配もあるので、これは県土の方へ早急に言っていただいて、何とか対応しなさいと。今あるやつをのけるとか何かしてもらわんと危ないと思います。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** 今の件についてはすぐに土木事務所の方に連絡させても らいます。
- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 それ以外の堤防の壊れているところは皆承知されているのだと思いますので、随時あるとは思います。その辺をすぐに復旧する方向へやっていただきたいというふうにお願いしておきますので、県土の方へも痛烈にアピールしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

最後になりましたが、防災センターの見直しというところなんですが、私 は4月末に日野町へ行く機会がありまして、防災センターを見せてくれませ んかという形で多賀の前議長と一緒に2人で案内してもらいました。それで ものは鉄骨づくりと、甲良の場合はコンクリートづくりという発想があった んですけど、平米数は1平米も変わらないんですね。同じ大きさでした。そ の辺で本体費用が甲良が6億1,400万、日野が3億8,600万、平米 単価が48万1、000円と30万2、000円というような形で出ていま して、それで機能を果たしていないのかと日野町を見させていただいたら、 大丈夫だろうと。これで十分ですわというような形で、総務課長も見に行か れたのだと思います。その辺で、今度はこれと同じものを甲良に建てろと言 っているわけではないので、そういう単価の問題です。コンクリートづくり だと高くなることは事実。それで、地元業者育成とかいうことを考えるなら また話は別ですけど、そういうところがあるので、今後全体を見直される中 で、庁舎の見直しもされていくのだと思います。先日も指摘した、今日も確 認しましたら、今バリケードを張ってあるんですか、現実に上から落下して いますよね。やっぱり人が通っていれば大けがしていますし、そういうとこ ろもありますので、全体的な見直しを進めておられるのだろうと思いますが、 町長もその辺おっしゃっていましたので、その辺を今どんな状態になってい るのか教えてください。

## 〇丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 公共施設の考え方は基本方針で示させてもらいまして、順次 それに沿ってということで、まず別館から職員を出しました。それで、次に、 順次優先順位をどう進めていくのかというような計画を、今後つくるのに、 基本計画なりそういう構想の費用を6月議会で出させてもらって、順次、町 民さんなり議会と議論しながら進めていきたいという思いはあります。

今言われた日野町の方も3億というふうに聞きましたので、先般町長と職員のチームで見に行きました。確かに合理的にできていまして、そもそもうちは防災センターありき、防災センターということで鉄骨づくりと。日野町は話を聞くと、もともと別館があって、別館が老朽化をしたのに建てかえるのに何か補助がないかということだったら、防災減災があるということでしたので、鉄骨でしたという説明を受けました。当然、機材なり備蓄なりはきれいに整理はできていまして、平常時は、やっぱり会議室に使ったり職員の食堂に使ったりというように、平常時の使い勝手はいいようにできています。一応宿直室の機能も整備はされています。ただここで防災会議をしましたかというふうに聞いたら、やっぱり防災会議自体は、実態としてまだ書類とかがあるので役場の中でしているというようなことはお聞きしましたので、今後、うちの町としてそれを進めていく上で、幾つか参考になったかなと思っております。

今、議員が言われた、そこの役場が壊れたということで、議員から1週間ほど前にお聞きしましたので、当初は5月ぐらいの入札を予定してましたが、やっぱりちょっと危ないということで、きのう審査会を開いてもらって、今月の8日に工事の公告、基本的には10日、25日と決まっているので、その公告に合わせて1月間の縦覧公告をするので、来月の11か12日ぐらいにここの周りの入札をして、早急に対応させてもらおうかというふうには思っております。

以上です。

- 〇丸山議長 西川議員。
- ○西川議員 甲良の場合が7,000で、日野町は人口が2万2,000人おられます。字が82字あるというところでした。それで消防は7団に分けているというところで、団員は17班で185名おられるということをおっしゃっていましたので、それなりの町が大きいからそういうことだろうと思うんですが、それと比べてみても、甲良町の場合にそれと同じものが要るというようなことはさらさら考えられんと思います。ほかのことでやるなら別ですけど、そういうところを今後ともちょっと考えていただいて、建設水道課の跡地、あの部屋とか倉庫の関係とか、いろんな見直しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

終わります。

- 〇丸山議長 4番。
- **〇山田裕康議員** 先ほど横領事件の時効のことを言っていたけど、この前の総 務課長の答えと今の税務課長の答えが違うけど、どっちが本当なの。
- 〇丸山議長 今答えられるの。
- **〇山田裕康議員** 私が質問したら、発覚してから5年、33年まで時効は延びると言うたよ。それで、税務課長は今年度から時効になって、あれがなるとなった。どっちが本当ですか。
- 〇丸山議長 税務課長。
- ○福原税務課長 横領事件に伴っての横領額の時効日というのは、横領額の時効はそういうことです。
- 〇丸山議長 次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。 3番 山田充議員。
- **〇山田充議員** 議長の許可をもらいましたので、一般質問に入ります。

新町長に期待。新町長になり、30年度も2カ月が過ぎました。行政体制に新鮮味が見られません。甲良町を全国で最低の町としてマスコミで放送され、町民が肩身の狭い思いを過ごしてきた8年間を取り戻すことは容易なことではない。しかし、2,300人以上の町民の期待を受け、町長に選ばれたのも事実です。まず町長の役場の体制を一新し、町民の職務に公平さがあると疑われている現状から回避する目的をふまえ、旧体制から脱却するスタートであると思うが、町長の考えを問う。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 私は「このままでいいのか甲良町」と題しまして、「甲良町民は 恥ずかしくて肩身の狭い思いをしている。こんな町はご免したいと思ってい ます。度重なる不祥事は、行政組織が次々と発生させているからです。町民 は静観しているわけでもなく、黙っているわけでもありません。野瀬喜久男 は行政力再生の大仕事に挑みます。町民一人一人の幸せの実現をめざします。 野瀬喜久男は全力でやり抜きます。町民の皆さんと対話行政を進めます。輝 く甲良に変わります」と、選挙戦で訴えまして、当選をさせていただきまし た。議員ご承知のように、元職員による公金着服事件の後処理にこの間に発 生した行政内部職員の人間関係のもつれ、議会ではこれらに関する質問も続 いております。
  - 一方、人口減少問題、行政改革問題など、課題も山積しています。

今、行政対策マニュアル、新たなルールづくりなど、日常業務を推進しな がら事務改善にも努めております。挨拶運動による明るい職場づくりにも取 り組んでおります。まちの力は人なり。町政運営を支えるのは職員でありま す。しかし、行政運営の客観評価は住民の皆様であります。確かに「町長選挙での訴えとかけ離れている」「委縮して野瀬カラーが見えない」など、直接の声もいただいているところであります。今は、地道に取り組む時期であると思っております。全ての町民の方々に及第点を得るには難しいことでありますが、早急に見える形の政治もしなければならないという必要性も感じているところであります。町民の声に耳を傾け、熟慮を重ね、政治力を発揮した取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇丸山議長 山田充議員。
- **〇山田充議員** ありがとうございました。
  - 2 町の基幹産業について。

町内の経済基盤は、農業と建設業が主体の町であることは、周知の事実であり、この基幹産業をどのように繁栄させていくのかで町の運営が大きく左右される。幸いに、地元選出の県会議員やこの地区選出の副大臣もおられますから、その人たちの力を大いに借りて基幹産業の繁栄に寄与する施策をお願いしたいが、町長の考えは。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 町の公共事業でありますいわゆるインフラ、社会基盤整備は、甲良町としては大きな事業は一通り終えているところであります。今どちらかといいますと、小規模な維持補修工事が主となっております。また、一方では、既存のため池、橋梁、そして用排水路など、将来に備えた強靭化、いわゆる強くする調査を行い、次なる計画に備えているところであります。また、公共施設も耐用年数、経年変化によって改修、補修を計画的に事業化しなければなりません。

また、農業振興として、町行政、JA東びわこ、湖東農業農村振興事務所が力を合わせて、経営強化、農業者育成も行わなければなりません。

これらを推進するには、事業創出とともに県関係機関の指導、そして地元選出国会議員さんを通じて国への要望活動は重要であります。もう既に上京のときには要望活動を行っております。年間を通して、関係機関、関係者の皆様に課題の相談、施策の要望活動を定着させていきたいと考えております。

- 〇丸山議長 山田充議員。
- **〇山田充議員** ありがとうございます。
  - 3 弱者救済の施策について。

町内の人口比率も高齢化が進んでいる。収入も低く、国民年金対象者がほとんどの反面、仕事に意欲がある人が多いのも事実であり、その方々にできる仕事を町として提供することが重要課題である。そのため、施策はどのように考えているか。

- 〇丸山議長 産業課長。
- ○北坂産業課長 仕事の提供といたしましては、シルバー人材センターへの作業委託をお願いするもので、今年度からも産業課としても除草作業や清掃などを新たにお願いすることになっております。今後も高齢者や就労意欲のある方が活躍できる場として、シルバー人材センターの引き続き有効的な委託を考えていきます。
- 〇丸山議長 山田充議員。
- **〇山田充議員** 従来どおりシルバーは変わりありませんか。
- 〇丸山議長 産業課長。
- **〇北坂産業課長** 従来どおり、同じようにまた委託をお願いすることになると 思います。
- 〇丸山議長 山田充議員。
- **〇山田充議員** わかりました。ありがとうございました。
  - 4 議会対策。

町長の計画する施策に議会が協力することも重要である。正当な協議ができない、一部の身勝手な議員に振り回されるようなら、早急に議会の解散も 視野に入れ、町政を進めてもらいたい。町内の各字では新しい候補者も準備 されていると聞いている。任期に関係なく早期解散を熱望する。

- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 今甲良町行政は、課題整理、課題報告に、そして業務の見直し、 行政改革など、集中して行財政運営に努めなければならないと思っておりま す。その一つ一つを議員の皆さんと、政策、事前協議をなるべく事前、余裕 をもって行っていきたいと考えております。

そこで、議長とも相談いたしまして、全員協議会を開催するなどして、説明と協議を深めていきたいと思っております。

したがって、議員の熱望という表現は受けとめさせていただきますが、ル ールのない議会解散はできませんし、今は考えておりません。

- **〇丸山議長** 山田充議員。
- **〇山田充議員** 自分個人の考えですが、ちょっと強い町長で、姿勢でいってほ しいと思います。
- 〇丸山議長 町長。
- ○野瀬町長 頑張ります。
- 〇丸山議長 山田充議員。
- **〇山田充議員** ありがとうございました。
- **〇丸山議長** 山田充議員の一般質問は終わりました。 次に、5番野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に 基づいて質問いたします。ただ、議会後にいろいろ行事がある方がいらっし ゃいますので、早く終われというような視線を感じますので、速やかに進め させていただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会の介護サービスの件なんですけども、議員の中にも両親が介護サービスを受けておられる方も何人かおられます。この介護サービスの件なんですけど、これを今年度末に移管するということで、発表がありましたが、その後、どうなっているのかというのが、なかなか進捗が見えてこないということがあります。移管の進捗はどのようになっているか、報告願います。

- 〇丸山議長 保健福祉課長。
- ○米田保健福祉課長 社会福祉協議会が今年度でデイサービスを終了されるということは、3月にご説明したとおりであります。事業移管につきましては、当町の危機的な財政状況をふまえ、保健福祉センター全体のあり方もふまえた形で、どのようなことが町民にとって望ましい形なのかということを今改めて検討しているところでありまして、近く方向性をお示ししたいと考えております。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 ただ後ろが限られています。期限を決められていわけますので、 今年度いっぱいという期限が決められています。そういうことから、一部利 用者から心配されている、一部職員からも心配されているという声も聞きます。

そういったことで、今話を聞きますと、細かいところまでは決まってないということだと思うんですけども、利用者とか職員に対して、具体的に説明をどういうスケジュールでどうしていくかという大枠のところで話はされているんでしょうか。

- **〇丸山議長** 保健福祉課長。
- **〇米田保健福祉課長** 現在のところ、詳細が決まっていないということで、町からはご説明はしておりません。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 その辺のところはちょっと利用者とか職員からの心配が助長されていると思います。やっぱり最終、今年度末というところを決められていますので、今現在6月、現在においてもまだ予定もはっきりしない。どういうスケジュールでどうなるかというのもはっきりしないというところがあるので、心配の声が聞こえてくるのだと思います。具体的に今細かい話ができな

いにしても、安心させる話を速やかにしていただきたいという要望をさせて いただきます。これは要望だけで結構です。

次に、3番に行きますけども、移管した後ですけども、介護費用のアップとかサービスの低下、これがないことを望みますけれども、こういった業務は省いていくかとかいったことは多少おそらく出てくるような気はします。その辺になりましたら、十分な話し合いが必要になると思いますけども、具体的にまだおそらくそこの辺は聞いている話は決められてないと思うんですけれども、来年度の介護費用のアップとかサービスの低下、この辺のところを具体的なところで、もしわかるようなところがあれば回答を願います。

- 〇丸山議長 保健福祉課長。
- ○米田保健福祉課長 第7期の介護保険事業計画に基づいて事業を進めておりますので、介護保険料がアップするということはありません。あと、介護が必要な方に必要なサービスが受けられるようにということが第一ですので、これまでどおり、事業者とか近隣の自治体とかと連携をとりながら、サービスの質と量は低下させないということが、基本で進めていきたいと思っております。

また、介護予防事業につきましては、健康づくりと一体化させた充実した 取り組みをやっていきたいと考えておりますので、特に認知症予防というと ころと健康づくりというところがつながった啓発を進めていきたいと考えて おります。

- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 介護とか福祉、この辺に関しては甲良町の福祉行政、私はしっかりやっていただいていると今までは思っています。この流れが途切れないようにしっかりよろしくお願いします。

続きまして、公用車のドライブレコーダーという件についての話です。今 議会でも公用車の事故がございましたけれども、甲良町の公用車でまずドラ イブレコーダーが装着してある車はあるのかというところですけれども、総 務課になるのかな。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 現在、ドライブレコーダーを装着している公用車はございません。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 ドライブレコーダーというのは、単に情報を記録するだけという ことじゃなしに、運転する意識が変わってきます。もちろん事故を起こした ときの何が問題があったかというところも見ればわかるということなので、 いろいろ利点はあります。

もう一つ、最近値段も安くなってきている。そして、お隣、多賀町はおそらくつけてないと思うんですけども、豊郷町はつけている。全車種かどうかは、全公用車かどうか私はそこまで確認してないんですけども、つけているところがあるということで、豊郷町には聞いております。安全運転の意識向上とか事故発生時の責任の明確化、このためにはやっぱり装着が必要だと思います。事故を起こす人、今回の事故はわかりませんけど、事故を起こす人は何回もやっぱり起こす傾向があるということは、皆さんうすうす感じられていると思います。ドライブレコーダーで自分の運転技術を客観的に判断するということの学習する機会ということもできると思いますので、この辺のドライブレコーダーを装着する。値段自身そう高い値段じゃございませんので、そして、事故を防止するというところに対しての見解を求めたいと思います。

- 〇丸山議長 総務課参事。
- ○橋本総務課参事 ただ今、議員がおっしゃられるように、公用車の事故も多いことから、万が一事故が起きた場合の責任の明確化させる意味でも、ドライブレコーダーの装着は意義があると考えております。予算化をし、順次装着していこうと考えております。今現在、町所有の公用車は35台ございます。それが1台当たり例えば3万円といたしますと105万ということで、順次予算化をし、計画を立てていきたいと考えております。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 使用頻度の高い車から優先して、その辺一度にというのはなかな か難しいかもしれませんので、優先順位をつけて対応をお願いしたいところ でございます。

続きまして、次の質問へ移らせていただきます。

何人もの議員が過去一般質問で質問、要望されてきました河瀬の交差点改良の件です。私の思いとしては、昨年度、3月末でひょっとしたら終わるのかなというような期待を持っておったんです。工事が昨年度に始まっていましたので、ところが、昨年度が終わっても、まだ中途半端にほったらかしになっていると。完成するめどが現在見えていませんので、何が問題で中断しているのか。途中まで工事が終わっているのに何が問題だったのかというところなんですけども、この辺わかりましたら回答を願います。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 県道敏満寺野口線、県でいいますと野口工区というてるところでございますが、国道野口の交差点の東側、いわゆるパチンコ屋さんの方ですが、そのあたりの物件等の用地買収についてはもう終わっています。今年度、30年度としましては、歩道工事を6月から約60メートル着手す。

るというところと、それと、国道の西側、反対側になります。橋本建設側、 あのあたりの用地買収が今年度から入るということで、それが順調に進みま すと、平成33年度の供用開始というふうに聞いています。

中断はしておらず、順次事業は進められているというところでございまして、西側、東側が完成して初めて供用開始するというところでございますので、もうしばらく時間がかかるというところでございます。

- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 その話は以前聞いたんですけども、むだに長引かせていると。なぜ東側だけで供用が開始できないのかと。西側は西側で逆に用地買収が時間がかかると思います。東側を早く対応してもらわないと、私もあそこをよく通るんですけども、通学の自転車が結構あそこが急に細くなりますので、今現在も問題が多く出ていると思いますので、西側を待っているんじゃなしに、東側だけでも少なくとも今年度対応できるように、これは国土事務所の方に強く申し入れていただきたいと思います。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- 〇中村建設水道課長 すみません、西側の工事ができないとセンターラインがずれますので、そこについては交安との協議がございますので、そのあたりを片側だけで供用開始をするというのは今のところ難しいというふうに考えます。

ただし、一日でも早く供用開始ができるようについては、今後も要望をしていきたいと思います。

- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 センターラインがずれているというのは、意図はわかります。ただし、そういう形で全てが全てそういうところが満足してないと許可が出ないということではないと思います。もう一度過去の全ての路線を調べていただいて、そういうパターンもあると思いますので、東側だけでも対応できるような方策を考えていただいて、早急に対応できるように。西側を待っていると、おそらくまだ2年、3年というオーダーで待たないといけないと思います。問題があると思いますので、早急に待っている姿勢じゃなしに、これは甲良町から強く要望するということで、進めていただきたいと思います。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 今の野瀬議員のことについては、県にも要望します。ただし、逆にこの供用開始をすることによって事故も増えるということも想定されますので、私どものできる範囲については、滋賀県の方に強く要望していきたいと思います。
- 〇丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 逆に、今のままの方が私は事故が起こりやすいというように認識していますので、そういった観点も含めて要望していただきたいと思います。 回答はいいですよ。

次に行きます。そこの野口の交差点から東の方へ行きますと、これも中途 半端になっている出町の交差点、中山道の交差点がありますけども、これは 個人所有の関係で工事が遅れているという話は聞いておるんですけども、こ の予定はどうなんでしょうか。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 これは出町工区ということになるんですが、これについては用地買収も今は進められておられまして、31年度に工事着手、来年度になりますが、32年度供用開始ということを聞いております。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 それは、30年度にできない、30年度に着手できないというのは、お金的な問題なのか、何がネックになっているんでしょうか。
- 〇丸山議長 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** 用地買収と物件移転でございます。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 わかりました。これも話はわかりましたので、待ちの姿勢でなし に早急に甲良町は切望しているということを強く要望していただきたいと思 います。

その次に行かせてもらいます。犬上川の河川愛護、3月上旬にクリーン作戦、皆さん議員さんも職員さんも出て、クリーン作戦に対応しているんですけれども、福寿橋からちょっと下の方へ行ったところに犬上川におりるような道が現在ついております。その横には、大きいブロック、コンクリートのブロックを2つ置いて、そのブロックさえもう少し狭めれば車が入れないような状況になるんですけども、そこが横に置いているがために、車は堂々と入れるというような状況になっております。

まず、その道ですけども、何を目的としてそこに道がつけられているのかということがわかりましたら。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- **〇中村建設水道課長** 犬上川はご存じのように県の管理ということで、県の方に確認しましたところ、犬上川の維持管理用にまずはつくられたと、下におりられるようにつくったというところは聞いておるところでございます。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- 〇野瀬議員 そういうことで、答えが出るだろうという想定はしておったんで すけれども、先ほど言いましたようにそのままにしておくと、犬上川へ勝手

に侵入されると。レジャーの車、4WDの車で勝手に走り回るというのもありますし、もう一つ懸念しているのは、違法廃棄、物を捨てると。今まではあそこの川の堤防の道から下へ川の方へ投げ捨てるというのは主だったんですけども、あそこの道を入ってしまうと、目立ちませんので、違法廃棄につながるんじゃないかと。今のところ特に大きいものが捨てられているというようなところ私は見受けてないんですけども、今後、可能性としてはあります。県が管理のためにというのもわかりますけども、365日管理しているわけじゃなしに、必要なときにその道を通ればいいわけで、普段は通行どめにしておくというような対応ができないかなという要望です。

- 〇丸山議長 建設水道課長。
- ○中村建設水道課長 これも同じく滋賀県の土木事務所、課で言いますと河川 砂防課の方に確認しましたところ、用途、目的、そのあたりが明確になれば、 鎖をつけるなどして車の侵入を防ぐということも可能であるということは聞 かさせてもらっています。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 ブロックを移動しなくても、鎖をつけるということでも結構です ので、早急にその辺の対応を要望していただきたいと思います。このままで すと、おそらく違法廃棄の原因になってくると思いますのでよろしくお願い します。

次に、行かせてもらます。日立物流西日本と犬上川の間、そしてビーム、三菱自動車ですけども、ここと犬上川の間ですけども、ここの間というのは今のところ県が管理している土地だと思うんですけども、草が伸び放題、たまにシルバーさんかな、刈られているというようなところも見受けられますけど、ほとんど管理されてない状況があります。ここをもう少し有効利用できないか。手のかかるような対応は望みませんけども、見た目、草がぼうぼうだと、今現在、年に1度ですけども、北落工業団地の企業連絡会というのがありまして、そこで1年に1度草刈り作業をするかしないかというところで、対応しているというのが現状です。そういった対応をしなくても、見た目すっきりしているというような対応が何かできないかというような案はないでしょうか。

- 〇丸山議長 企画監理課長。
- ○村岸企画監理課長 失礼します。今現在、おっしゃっていただいているのは、 県道の高宮北落線のところということで、企業団地をつくったときにその県 道ののり面を埋めたというような用地になっております。一応県の方にも確 認をさせていただいたところ、県の方としても、そういった利用計画という のは今現在持っていないということで、町の方におきましても、県有地です

ので、利用計画を持っておりませんけれども、現状では犬上川クリーン作戦 とか昨年前年度までは利用させていただいて活用させていただいていた場所 だと思われますので、今後そういった雑草の管理等につきましては、県土木 と連携をとりまして、進めてまいりたいと思います。

また、不法投棄が前に過去にされましたので、そういったものでブロックを置いていただいて、県で対応していただいておりますので、今後より連携の方を進めて管理に努めたいと思います。

- 〇丸山議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 管理というところで、草刈りをしてもらうとか、くい打ちをしてもらうとか、ここら辺は最低限のところで、あそこの土地をもう少し有効利用できないかということを望んで、私は質問しているので、今すぐ答えは出なくて結構です。その辺でもう少し県に対してここをこうしたいのだけどもというような、私の要望は、町が主導をもってするんじゃなしに、県に対して要望するというような姿勢で、ほったらかしにされている草ぼうぼうの土地をもう少し何か有効利用できるような提案を県にしていただきたいという要望です。
- 〇丸山議長 企画監理課長。
- **〇村岸企画監理課長** 理解できました。そういった形で努めてまいりたいと思います。
- 〇丸山議長 野瀬議員。
- **〇野瀬議員** 理解していただきましたので、ありがとうございます。 私の質問はこれで終わらせていただきます。
- ○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後4時19分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署名議員宮嵜光一

署名議員木村修